

カンボジア王国「民法の適用に関する法律」

日本語条文

目 次

第 1 章 通則	1
第 1 条 (目的)	1
第 2 条 (趣旨)	1
第 3 条 (適用範囲)	1
第 4 条 (民法の適用期日)	1
第 5 条 (民法適用の原則)	2
第 2 章 実質的な規定	4
第 6 条 (財産目録等の裁判所への提出)	4
第 7 条 (隔地者への意思表示の伝達)	4
第 8 条 (確定日付ある証書の定義)	5
第 9 条 (公正証書の意義)	6
第 10 条 (公証事務取扱者の指定)	7
第 11 条 (公証事務取扱者の権限等)	8
第 12 条 (公告)	9
第 13 条 (土地所有者の権利)	9
第 14 条 (特別の占有)	10
第 15 条 (所有権を取得した場合)	10
第 16 条 (経過規定)	11
第 17 条 (制限利息等)	11
第 3 章 法人登記	14
第 18 条 (法人登記の所管)	14
第 19 条 (法人登記の構成及び様式)	14
第 20 条 (法人登記の申請)	15
第 21 条 (登記の実施)	15
第 22 条 (変更登記等)	16
第 23 条 (証明)	17
第 24 条 (従たる事務所における登記の特例)	17
第 25 条 (司法省令及び経済財務省令への委任)	17
第 4 章 夫婦財産契約登記	18
第 26 条 (夫婦財産契約登記の所管)	18
第 27 条 (夫婦財産契約登記の構成及び様式)	18

第28条 (夫婦財産契約登記の申請)	18
第29条 (登記の実施)	18
第30条 (変更登記等)	19
第31条 (証明)	19
第32条 (司法省令及び経済財務省令への委任)	20
第5章 経過規定	21
第33条 (未成年者に対する営業の許可)	21
第34条 (適用期日前から存在する社団又は財団の扱い)	21
第35条 (適用期日前からの社団又は財団の登記等)	23
第36条 (財産目録又は社員名簿)	23
第37条 (法人の設立時期の特則)	24
第38条 (適用期日前から存続する物権の効力)	24
第39条 (適用期日前からの動産占有)	25
第40条 (適用期日前の添付)	26
第41条 (適用期日前からの長期貸借権の存続期間)	26
第42条 (損害保険に付された用益権)	27
第43条 (登記された使用権および居住権の経過措置)	27
第44条 (重利に関する経過措置)	28
第45条 (債務不履行に関する経過規定)	28
第46条 (金銭債務の特則に関する経過措置)	30
第47条 (相殺に関する経過措置)	30
第48条 (消滅時効に関する経過措置)	31
第49条 (時効の中断及び完成停止に関する規定の適用の始期)	32
第50条 (法定期間への準用)	32
第51条 (利息付き消費貸借契約の経過規定)	32
第52条 (賃借物に瑕疵があるときの経過措置)	33
第53条 (不当利得に関する経過措置)	33
第54条 (適用期日前からの債務担保)	34
第55条 (質(gage)の取扱い)	34
第56条 (登記未了の担保物権設定契約の取扱い)	35
第57条 (不動産質の存続期間)	36
第58条 (包括根保証の確定)	37
第59条 (配偶者の失踪)	37
第60条 (婚姻公告の経過措置)	38
第61条 (婚姻に対する異議申立てについての経過措置)	38
第62条 (婚姻取消し等の経過措置)	38
第63条 (離婚原因についての経過措置)	40
第64条 (離婚手続に関する経過措置)	41
第65条 (父子関係の推定等)	41

第66条 (強制認知)	43
第67条 (適用期日前になされた養子縁組)	44
第68条 (養子縁組の申立てに関する経過措置)	45
第69条 (離婚後の親権)	45
第70条 (親権剥奪等の申立に関する経過措置)	45
第71条 (相続に関する規定の適用)	46
第6章 担保取引	47
第72条 (本章の趣旨)	47
第73条 (民法の適用期日より前になされた担保取引の効力)	48
第74条 (民法の取引への転換)	48
第75条 (推定規定)	48
第76条 (担保取引法の取引と民法の取引の優劣)	49
第77条 (善意者の保護)	49
第7章 現行法規の廃止及び改正	51
第78条 (婚姻家族法の廃止)	51
第79条 (契約及び契約外責任に関する政令の廃止)	51
第80条 (2001年土地法の一部改正)	52
第81条 (民法の一部改正)	54
第82条 (旧民法の取扱い)	56
第83条 (その他の法令の効力)	56
第8章 最終条項	58
第84条 (適用期日)	58
〈後注〉	59
(1) 人格権による差し止め請求 (民法11条, 12条)	59
(2) 用益権の消滅請求 (民法267条)	59
(3) 選択債務 (民法320条以下)	59
(4) 追認 (民法358条3項, 370条)	59
(5) 債権者代位 (民法422条以下)	60
(6) 詐害行為取消 (民法428条以下)	60
(7) 債権譲渡・債務引受 (民法501条以下)	60
(8) 費用償還請求権等 (民法604条, 628条, 646条, 686条, 734条)	61
(9) 不法行為 (民法742条以下)	61
(10) 留置権 (民法774条以下)	61
(11) 保証契約 (民法900条以下)	61
(12) 居住用不動産の処分等 (民法977条)	62

第1章 通則

第1条（目的）

この法律は、2007年12月8日付け勅令第NS/RKM/1207/030号により公布された民法（以下、この法律において「民法」という。）第1305条（適用期日等）第1項に規定する同法の適用期日を定め、及び同条第2項に規定する同法の適用に関し必要な事項を規律する。

〈コメント〉

本条は、この法律の目的を規定するものである。民法1305条は、1項で「この法律は、別に法律で定める日から適用する。」と規定しており、適用期日は別に法律で定める日としているが、この法律は、同項にいう別の法律として、民法の適用期日を定めることを目的としている。このように適用期日を定める理由及び適用期日自体は、第4条のコメントを参照願いたい。

次に、民法の同条2項は、「この法律の適用に関する経過措置その他この法律の適用に関し必要な事項は、別に法律で定める。」と規定している。これは、民法自体には、確定日付や公正証書の定義等が定められていないが、民法を実際に適用するためには、これらの定義等が必要であるため、この法律においてこれを定めているのである。また、土地法、婚姻家族法、契約及び契約外責任に関する政令第38号は、民法が規定する事項について、それぞれ一部ずつ規定しているので、新民法との調整が必要である。この法律は、このための経過措置や、民法と抵触するこれらの法律の改正や廃止等も定めている。

第2条（趣旨）

この法律は、民事の法律関係の安定を図り、民法の規定を適切に適用することをその趣旨とする。

第3条（適用範囲）

この法律は、民法の適用に関する事項に適用する。

第4条（民法の適用期日）

民法は、この法律の適用の日から適用する。

〈コメント〉

カンボジア憲法93条1項によれば、法律は、原則として、プノンペン市においては国王による審書の日から10日後に、その他の地域においては審書の日から20日後に施行するものとされている。しかしながら、民法のように広く国民一般に影響を与える法律は、その成立後、

ある程度の周知期間を置いてから適用するのが相当である。そこで、本条は、民法1305条1項に基づき、民法の適用期日をこの法律の適用期日と同日と定め、84条によれば、この法律は、全土において施行された日から6ヶ月の期間普及した後に適用される。

第5条（民法適用の原則）

（1）民法は、別段の定めのある場合を除き、第4条（民法の適用期日）に定める適用期日（以下「適用期日」という。）前に生じた事項については適用しない。ただし、適用期日前に成立し、適用期日以降も存続する継続的な法律関係については、適用期日以降は、民法の定めるところによる。

（2）民法が適用される前にカンボジアの法令又は伝統的な規則により生じた効力については、第5章において別段の定めのある場合を除き、適用期日後も、その効力を妨げない。

（3）第1項及び第2項の規定は、適用期日前に生じた事項を規律すべき法令若しくは伝統的な規則が存在しない場合又は伝統的な規則を確知することができない場合において、当該事項について、民法の規定を衡平(equity)として適用することを妨げるものではない。

〈コメント〉

本条は、民法を遡及適用させるのか、又は適用期日以降の事項のみに適用するののかに関して定めている。遡及適用主義は、新法ないしは改正法の趣旨をできる限り、すべての事項に及ぼすことを理由とする。特に、事実上法律の存在しない現状では、遡及適用することにメリットがある。しかし、実体法を遡及適用することは、既得権を奪うことともなりかねず（他方、新権利者にとっては、非常にメリットがある。）、その調整を行う必要があり、また、カンボジアでは、既に土地法、制令38号、婚姻家族法といった実体法があり、この分野では、民法を自動的に遡及適用すると混乱が生ずるおそれがあり、その調整が必須のものとなる。既存の利益の保護の点を考えると、すべての分野で民法を遡及適用した上で、既存の法律との調整を規定することは、既存の実体法をそのままの形で経過規定中に記載するのに等しく、意味が少ないことができる。そこで、本条1項は、基本的に民法を適用期日以降の事項のみに適用することを定め、なお遡及適用することが必要な場合は、この法律で特則を設けている。日本の民法施行法1条も同様の立法政策を採っている。また、継続的な法律関係については、適用期日から民法を適用することとし、このために必要な調整を規定している。

1項1文にいう適用期日前に生じた「事項」とは何であるのか、疑義が生ずることが多いと思われる。例えば、適用期日前に売買契約が締結されたものの、双方の債務が未だ履行されていない場合については、売買契約がここにいる「事項」なのか、又は履行が「事項」なのか等の疑義である。この例では、売買契約の内容は既に締結された契約により定まっており、履行はそれを実現するに過ぎないものであるから、売買契約がここにいる「事項」であり、当該売買契約全般について民法が適用されないものと解される。解除権に関する民法の規定も、同様であり、適用されない。適用期日後にする弁済は、新たな事項として民法の規定によることも読めそうであるが、上記のとおり、適用されないものと解される。もっとも、適用期日後に債務不履行があった場合については、第45条で特別な定めをしており、民法を適用するものとしている。この点については同条のコメントを参照願いたい。その他、各種の法律関係で、この

切り分けを巡り疑義が生ずるが、この法律の最終規定の解説の後に、後注として解説している。

1項2文は、継続的な法律関係については、適用期日までは従前の例により、また、適用期日以降は民法によるものとするとの基本方針を規定している。このために必要な調整は、第5章で個別的に規定している。ただし書は「継続的な契約関係」ではなく「継続的な法律関係」と規定していて、相隣関係や婚姻等の身分関係についても、ただし書を適用することとなる。

2項は、民法が適用される前に有効に生じた法律関係については、第5章において別段の定めのある場合を除いて、適用期日後も、有効とすることを定めている。同項は、1項で遡及適用主義を採用していないことから、論理的に不要であるが、念のため規定したものである。「カンボジアの法令」のみならず「伝統的な規則」を加えているのは、土地法79条が「Devolution of property by succession shall be governed by traditional rules on that subject matter pending the promulgation of a new civil code.」と定めていて、traditional rulesに言及しているので、それに従った。

3項は、民法が規定する事項については、現在、土地法、婚姻家族法、制令38号を除き、事実上法律が存在しないにもかかわらず、民法を遡及適用しなかったため、これに対処するための規定である。適用期日前に生じた事項について、これらの制定法令や伝統的な規則に基づき法的な解決が可能である場合は、それに従うのが当然であるが、これらの制定法令等が存在しない場合又は伝統的な規則を確知することができない場合には、民法を、民法の規定を衡平(equity)として適用することを許すためのものである。現在、法規範がない場合は、裁判官は、衡平(equity)に基づき判断することが許されているので、この場合における補充規定とすることができる。同項は、民法が意思解釈の補充規定となっていることが多いことに着目した規定であり、既存の法令等が明らかな場合はそれにより、不存在や不明の場合は民法を衡平(equity)として適用する。このような場合に、裁判官等が民法を適用しなかったからといって、法令違背となるわけではないが、同項の規定がある以上、民法を適用することが推奨される。

第2章 実質的な規定

第6条（財産目録等の裁判所への提出）

（1）民法第72条（法人財産調査報告義務）第1項に定める裁判所とは、法人の主たる事務所の所在地を管轄する始審裁判所とする。

（2）法人から財産目録等の提出を受けた裁判所は、その記載内容から必要と認めるときは、法人を検査し、清算人に民法第78条（清算中の破産）に定める手続を直ちにとるように命じ、その他清算を迅速かつ公正に行うために必要な処分をすることができる。

〈コメント〉

民法72条は、法人財産調査報告義務を定めた規定であり、1項では「清算人は、就任後遅滞なく、法人財産の現況を調査し、財産目録および貸借対照表を作成し、裁判所に提出しなければならない。」と定め、2項以下では、そのためには清算人は社員総会の承認を得なければならないこと等を定めている。本条1項は、民法72条に定める書類をどこの裁判所に提出すべきかを定めるものである。民法で定めるべきではないかとの議論があり得るが、民法は、他の規定では一切裁判所の管轄を明示しておらず、訴訟法の規定に委ねており、民法72条のみに裁判所の管轄を明示するのは他の規定とのバランス上問題であるので本条に規定した。

2項は、書類を提出された裁判所が執るべき事項を定めたものである。日本民法は82条では監督に必要な検査をする権限を裁判所に与えていることを参考として、本項は、そのみならず、その他の処分を行う権限を規定した。清算人の解任は、民法69条で、利害関係人の申出がある場合に限り行うことができると定めているので、その平仄上、職権による解任を定めなかった。その他の処分としては、清算期間中に追加報告を求めることなどが考えられる。

第7条（隔地者への意思表示の伝達）

（1）隔地者に対してする意思表示は、次に定める方法により書留郵便の配達証明書及び裁判所書記官が奥書した書面の写しを用いることにより、証明することができる。

1 表意者は、書留郵便に付すべき書面及びその写し並びに配達証明用の用紙を裁判所書記官に持参する。裁判所書記官は、自ら当該書面を複写することができるときは、当該書面の写しの提示を免ずることができる。

2 裁判所書記官は、当該書面の写しであることを確認し、又は当該書面を複写し、原本を封筒に入れた後に封印し、写し又は複写した書面、封筒及び配達証明用の用紙の欄外に同一記号・番号を記載した上で公印を押し、写し又は複写した書面にはその旨を奥書した上で、すべての書面を表意者に交付する。裁判所書記官は、この手続をしたときは、帳簿に、年月日、記号・番号、表意者の氏名を記載しなければならない。

3 表意者は、これを書留郵便に付する。

（2）表意者が第1項の手続をするには、司法省及び経済財務省の共同省令が定める手数料を納入しなければならない。手数料収入は、国庫に帰属する。

（3）第1項の規定は、他の証明方法を排除するものではない。

〈コメント〉

本条は、隔地者への意思表示の伝達方法の一例を定めている。民事訴訟法では、自由心証主義を採用していて、意思表示に関する証明につき何ら制限を設けておらず、本人尋問によっても証明を試みることができる。しかし、一方当事者が契約解除の通知書を相手方に郵送したとか、電話で話したと供述しても、相手方がこれを否認し、本人尋問で、そのような書面は郵送されなかったとか、電話が無かった（又は、電話はあったが内容が異なる）と供述した場合、裁判官としては、一方当事者の供述のみに依拠して契約解除の意思表示がなされたと認定することは困難であろう。そこで、本条では、現在カンボジアにある書留制度を利用して、隔地者への意思表示を確実に証明する方法を定めている。

この方法は1項で定められているが、同項に定める方法で裁判所書記官の関与の下で封印された封書を書留郵便に付した場合、配達を終えた郵便官署は、その記号・番号が付された配達証明書を差出人に交付することとなる。そうすると、裁判所書記官が奥書した写し又は複写した書面と配達証明書には同一記号・番号があるから、表意者とすれば、両方の書面により、写し又は複写した書面の原本が相手方に郵送されたことを証明することができる。なお、相手方がこれらの書面の真正を否認した場合、裁判所書記官が帳簿から年月日、記号・番号、表意者の氏名を明らかにすることができ、これにより、これらの書面の真正を証明することができる（1項1号後段の結果、裁判所に複写機が備わっており、裁判所書記官が自ら当該書面を複写することができるときは、この方法によることが推奨される。自ら複写すると、文書の内容を確認しなくても、間違いがないからである。）。なお、この方法については、郵電省との協議済みであり、郵電省は、この方法を了解している。

2項は、このための手数料を定めている。

3項は、隔地者への意思表示については、1項で定められた方法以外の方法でも証明することができることを定めている。例えば、インターネット上のメールを用いた場合、送付済みのメールをプリントアウトする方法などを考えることができる。

第8条（確定日付ある証書の定義）

民法第459条（弁済による代位）第3項、第503条（指名債権譲渡の対抗要件）第2項、第841条（指名債権質の対抗要件）第2項並びに第459条（弁済による代位）第2項及び第513条（契約上の地位の譲渡の成立）で準用する第503条（指名債権譲渡の対抗要件）第2項にいう「確定日付ある証書」は、次のとおりとする。

- 1 公正証書。公正証書については、作成日付をもって確定日付とする。
- 2 公証人又は裁判所書記官が私署証書に、同文書を提示された日付とともに署名を奥書したものの。この場合は、その日付をもって確定日付とする。
- 3 署名者中に死亡した者がある私署証書。この場合は、その死亡の日付をもって確定日付とする。
- 4 確定日付ある証書中に引用された私署証書。この場合は、その確定日付ある証書の日付をもって引用された私署証書の確定日付とする。

〈コメント〉

本条は、確定日付ある証書の定義を定めるものであり、日本の民法施行法5条と同趣旨の規定である。本条で引用している民法459条（弁済による代位）3項、503条（指名債権譲渡の対抗要件）2項や841条（指名債権質の対抗要件）2項等では、債権譲渡や質権設定を第三者に対抗するためには、確定日付ある証書が必要であるが、これらの条文には、確定日付ある証書の定義が定められていないので、本条でこれを定めたものである。

1号以下において公正証書等がこれに該当すると定めている。1号の「公正証書」の定義や作成方法については同号中に定めはないが、第9条1項で、一部の公正証書についての作成方法が定められ、また、公証事務取扱者が作成すべき公正証書については第11条2項で作成方法が定められている。

なお、確定日付のある証書を相手方に配達する必要があるときは、本条で定義された確定日付ある証書を第7条1項に定める方法で書留郵便に付することが確実である。また、例えば、債権譲渡につき、譲渡人と債務者が債権譲渡に関する私署証書を作成し（現実的には、譲渡人と譲受人の債権譲渡契約書に債務者自身が承諾する旨を付記した私署証書となる。）、これに2号の手当を施せば、その方法でも差し支えない。

第9条（公正証書の意義）

民法で定める「公正証書」とは、次の証書をいう。

1 民法第336条（申込と承諾による契約成立）、第516条（売買契約の成立）及び862条（抵当権の処分の効力）の公正証書とは、公証人が作成した公正証書又は私署証書が法律に適合していることを確認した後、公証人がその証書にその旨及び日付を奥書した上で署名した書面を指す。ただし、民法第336条（申込と承諾による契約成立）及び862条（抵当権の処分の効力）の公正証書については、権限官署が登記手続のために作成した書面でも差し支えない。

2 民法第845条にいう公正証書とは、権限官署が登記手続のために作成した書面をいう。

3 民法第1172条（証人又は立会人となることができない者）、第1173条（公正証書による遺言）及び1181条（在外カンボディア人の遺言の特則）の公正証書とは、それぞれの条文に基づき公証人又は領事が作成した文書をいう。

〈コメント〉

本条は、公正証書の定義を定めている。

1号で引用する民法336条と862条では、所有権移転のための契約（売買、贈与等）や抵当権の処分自体が有効となるためには公正証書が必要であると定めている。また、所有権移転や抵当権の処分の登記手続のためにも公正証書が必要とされている。そして、登記手続のための公正証書としては、旧民法944条以下や1954年の公証人法2条以下の規定の趣旨等から、①公証人が作成した公正証書（現実には存在しない）又は②譲渡人、譲受人、証人2人と commune 又は district の長が登記所に赴き、一定の書式に氏名、登記の目的土地等を記載し、譲渡人、譲受人及び証人2人が拇印を押したものに、commune や district の長が署名した上で、公印を押した文書をもって、これに当たるものと取り扱っている。そこで、民法336

条と862条の関係では、まず、公証人が作成した公正証書（この中には、私署証書が法律に適合していることを確認した後、公証人がその証書にその旨及び日付を奥書した上で署名した書面も含む。）をもって「公正証書」に該当するものとしている。そして、この公正証書があれば、所有権移転のための契約や抵当権の処分が民法上有効となり、相手方が登記手続に協力しないときは、裁判により登記手続をするように請求することができ、勝訴判決があれば、民事訴訟法529条の規定に基づき、相手方の協力がなくても登記手続をすることができる。なお、第11条では、公証事務取扱者もここにいう公正証書を作成することができるものとしている。

また、公正証書は登記をする上で必要であるところ、土地法上、登記のためには、實際上、上記②の権限官署が登記手続のために作成した書面があれば、公証人作成の公正証書がなくても、登記をすることができる。そして、この書面により登記ができれば、所有権移転や抵当権の処分を方式上有効と認めても差し支えないので、この書面も所有権移転や抵当権の処分のための公正証書と位置づけ、実体法上の方式要件も具備しているものとした。

次に、民法516条にいう公正証書は、後の紛争を避けるため当事者が合意した場合に用いられる任意の書面であるので、公証人による公正証書とした。なお、第11条では、公証事務取扱者もここにいう公正証書を作成することができる。

2号では、抵当権設定契約に関する公正証書の定義を定めている。民法844条によれば、抵当権設定契約自体は口頭の合意でもすることができるので、民法845条にいう公正証書とは登記手続のために必要な書面を指すこととなるので、同条にいう公正証書とは権限官署が登記手続のために作成した書面をいうと規定した。

3号は、公正証書遺言に関する定義規定であるが、これについては民法1172条、1173条及び1181条で作成者や作成方法が具体的に定められているので、レファレンス的な条文とした。

第10条（公証事務取扱者の指定）

（1）司法大臣は、別に法律で定めるまでの間における公証人の事務を臨時的に取り扱う者として、各始審裁判所の管轄区域において2名以内の公証事務取扱者を、裁判官、検察官又は法律に関する職務経験があり法学士以上の学位を有している高位の公務員の中から必要に応じて指定する。

（2）公証事務取扱者として指定された裁判官は、公証事務を取り扱った事件については、民事訴訟法第27条第1項に定める除斥の事由があるものとみなす。

（3）従来の法律により指定及び設立された公証人及び公証人役場は、民法、民事訴訟法その他現行の法律に従い、引き続き公証事務を遂行できるものとする。

〈コメント〉

本条と第11条は、公証事務取扱者に関する条文である。民法を円滑に適用し、取引を安全に行うためには、公証人の存在を欠かすことができないが、現在、従前の公証人法に定める公証制度が機能しているとはいふことができないので、新たな公証人法が制定されるまでの間、臨時的な制度として、公証事務取扱者の制度を設けることとした。

本条は、公証事務取扱者の指定に関する規定である。1項では、司法大臣は、裁判官、検察官又は法律に関する職務経験があり法学士以上の学位を有している高位の公務員の中から公証事務取扱者を指定するものとしている。これは、公証人の制度は、本来的には司法行政の制度と位置づけることができるので、司法大臣が公証事務取扱者を任命するものとした。

2項は、裁判官が公証事務取扱者として指定された場合、自ら公証事務を取り扱った事件を担当することは相当ではないので、民事訴訟法第27条第1項に定める除斥の事由があるものとみなすこととした。そこで、裁判官が少人数しか配置されていない始審裁判所では、検察官の中から公証事務取扱者を指定するのが相当であろう。

第11条（公証事務取扱者の権限等）

(1) 公証事務取扱者は、定款の認証、公正証書の作成等、民法及びこの法律で定める公証人の事務を臨時的に行う。

(2) 公証事務取扱者が第9条（公正証書の定義）に定める公正証書を作成するには、当事者の同一性を証人又は出生証明書により確認ほか、司法省令で定める措置を執らなければならない。

(3) 第1項の公証事務を利用する者は、手数料を納入しなければならない。手数料収入は、国庫に帰属する。

(4) 公証事務取扱者が行う公正証書作成、公正証書と同一の効力を有する認証謄本の交付等必要な事項は、司法省令で定める。

(5) 手数料は、司法省及び経済財務省の共同省令で定める。

〈コメント旧〉

本条は、公証事務取扱者の権限等を定めている。

1項では、公証事務取扱者は、定款の認証、公正証書の作成等、民法及びこの法律で定める公証人の事務を臨時的に行うものとしている。「民法及びこの法律で定める公証人の事務」に限定されており、民事訴訟法に規定する執行証書の作成権限は与えられていない。なお、この法律に基づく権限としては、第8条2号の確定日付の作成等がある。第56条で定められている「公正証書」は、土地法上のものであり、かつ、適用期日より前に作成されているものであるから、対象外である。

2項は、公正証書の作成に当たっての留意点が定められている。公正証書作成に当たっては、何よりも本人確認が重要なので、特にこの点を定めている。このほか、公正証書の作成方法の一部が第9条1号で定められている。

3項は手数料に関する規定である。

4項では、公正証書作成の詳細は省令で規定すべきことが定められている。公正証書の原本は判決原本と同様、裁判所に保管し、申請人には認証謄本を交付するものとしている（原本の紛失、改ざんを防ぐためである。）。そして、認証謄本は原本と同一の効力を有することは法律事項としてこの法律の記載するのが相当なので、4項でその旨を定めた。

第12条（公告）

（1）民法191条（遺失物についての公告）第2項に定める公告は、同項の警察署長が、拾得物の種類及び特徴並びに拾得物の拾得の日時及び場所を当該警察署の掲示板に掲示してする。

（2）民法第1281条（限定承認の場合の公告）、第1291条（管理人の選任）第2項、第1296条（債権者等に対する公告及び催告）又は第1297条（相続人探索の公告）第1項に定める公告は、裁判所の掲示板に掲示し、かつ、司法省公報に掲載してする。

〈コメント〉

民法に定められた公告の具体的な手続を定めた規定である。

第13条（土地所有者の権利）

（1）土地の所有権に関しては、民法第138条（所有権の定義）に定める「所有物の使用、収益」には、土地所有者の使用目的及び法令の定めるところに従い、土地を開発し、又は元の地目若しくは形状を変更すること（carry out any development or alteration of the original type or structure of his property in accordance with his use purpose and in accordance with the provisions of the law）が含まれる。

（2）第1項の適用上、不動産の元の地目又は形状の変更には、土砂及び森林の除去（伐採）並びにその耕作、土砂の埋め立て、丘及び斜面の平坦化、土を引き出すために土地を掘ったり、窪地にすること、鉱物又は石の採取、水源地の設置又は灌漑、農地の宅地化並びに工業地帯及び工場の進出を含む。

〈コメント〉

本条は、民法138条の規定をより明確にするための解釈規定である。同条は、「所有権とは、法令の制限内で、所有者が自由に所有物の使用、収益及び処分をすることができる権利をいう。」と規定しており、所有者には、所有物を自ら使用する等の権能が与えられており、その権能には、土地を開発したり、元の地目若しくは形状を変更することが含まれているということができる。

ところで、土地法88条及び89条には、所有者の権能として、土地を開発したり、元の地目若しくは形状を変更することができることや、その具体的方法が定められているが、民法には、このような規定が存在せず、上記138条の規定の解釈により賄うものとしている。しかし、この点を明確にしておくほうが、解釈上、疑義が生ずる虞がないので（土地法上の他の実体規定は民法に取り込んでいるのに、土地法88条及び89条の規定が取り込まれていないことは、民法がこの権能を認めていないと解釈される虞がある。）、本条の規定を設けた。

本条1項は、土地法88条中、重要部分を民法138条の解釈規定として設け、2項は1項の解釈規定として土地法89条をそのまま（なお、同条中、「in the terms of this law」を「第1項の適用上」と修正した。）移行させている。

第14条（特別の占有）

（1）不動産占有権証明書又は土地占有使用権証明書が発行された土地については、2001年8月30日の勅令NS/RKM/0801/14により公布された土地法（以下、この法律において「2001年土地法」という。）及び民法第242条（占有証明書を有する不動産占有者の保護）の規定に従うほか、性質に反しない限り、その証明書が発行された占有権（pokeah）を所有権とみなして民法の規定を適用する。

（2）第1項の証明書の発行を受けた者又はその譲受人は、同項の規定に従い用益物権又は担保物権を設定することができる。

〈コメント〉

本条及び以下の2条は、土地法の規定に基づき占有権の登記がなされ、不動産占有権証明書又は土地占有使用権証明書が発行された土地に関する規定である。土地法は29条以下で、所有権が安堵されるまでに関する規定を設けており、特に、39条では、占有権は「物権 (a right in rem)」として、取引の対象となることが定められている。また、民法242条では、このような不動産占有権証明書又は土地占有使用権証明書を有する不動産占有者の保護に関して規定している。しかし、このような占有権について土地法40条等¹の規定に基づき登記 (sporadic registration) がされた土地については、実質的に所有の対象となる土地と異ならないので、民法の規定を全面的に適用するのが相当といえることができる。そこで、本条1項では、不動産占有権証明書又は土地占有使用権証明書が発行され、その登記がされた土地については、民法の適用上、証明書が発行された占有権 (pokeah)（以下、「特別占有権」という。）を所有権とみなすこととした。

なお、同項では、「性質に反しない限り」と、解釈に余地のある文言が設けられているが、これは、時効取得を妨げたりする等のためのものである。

2項では、特別占有権者は、「同項の規定に従い」、すなわち、民法の適用上所有権とみなされる限りにおいて、抵当権や永借権等の他物権の設定もすることができることが定められている。これは、民法上の抵当権は、これを実行すると、競落人は所有権を取得するが、特別占有権に基づく抵当権は、土地の売却ではなく特別占有権の売却であり、用益物権についても、特別占有権にかかる土地は、根っこが所有権ではないことから、永借権等そのものではなく、民法の適用上所有権とみなされる限りにおいて認められる権利であるからである。このことが注意的に規定されている。

第15条（所有権を取得した場合）

（1）第14条（特別の占有）第2項に定める者が2001年土地法の規定に基づき土地所有権を取得したときは、それより前に当該土地について設定されていた権利は、所有権又は所有

¹ 2001年土地法以前に発行された証明書については、その根拠となる規定が1992年土地法には明確には存在せず（第67条が登記の申請について定めるのみ）、政令等を根拠に発行されていたと思われる。

の対象となる土地を目的とした権利となる。

(2) 第1項に定める権利について民法の適用上期間が問題となるときは、その期間は、当初設定されたときから起算する。ただし、取得時効については、目的土地が所有の対象となる土地となったときから起算する。

〈コメント〉

本条は、特別占有権者が土地法の規定に基づき土地所有権を取得したときの規定である。この場合は、特別占有権者は、土地所有権を新たに取得するので、既に特別占有権に基づき担保権等の権利を設定していたときは、当該権利がどのようになるかが問題となる。本条は、「当該土地について設定されていた権利は、所有権又は所有の対象となる土地を目的とした権利となる」と定めて、特別占有権を根拠とする権利が、当然に、土地又は所有権を目的とするものとした。なお、特別占有権者が抵当権を設定し、当該抵当権が登記されている場合は、所有権の登記をする際に、抵当権の登記も移記されることとなろう。

2項は、この場合における期間の算定のための規定である。前条の規定に基づき設定された用益物権等は、実質的に民法上の用益物権等にほかならないので、当初設定されたときから起算するものとした。取得時効については、念のため、ただし書で、明示しておいた。このただし書の規定からは、特別占有権が登記された土地については、所有の意思をもって占有されたとしても、時効により所有権を取得することがないことは明らかである。

第16条（経過規定）

適用期日前に不動産占有権証明書又は土地占有使用権証明書が発行された土地については、第38条（適用期日前から存続する物権の効力）、第41条（適用期日前からの長期賃借権の存続期間）から第43条（登記された使用権および居住権の経過措置）、第54条（適用期日前からの債務担保）ないし第57条（不動産質の存続期間）の規定を準用する。

〈コメント〉

本条は、適用期日前からの特別占有権に関する規定である。この法律は、第5章で、民法の適用に伴う経過規定を設けているが、特別占有権で登記がされたものについても同様の規定を設けるのが相当であるので、本条を定めた。

本条では、経過措置が實際上問題となる条文を網羅し、これらの規定を準用するものとした。各条文については、該当条文の〈コメント〉を参照のこと。

第17条（制限利息等）

(1) 民法第585条（利息の制限）第1項にいう制限利率は、年利率10%から30%の範囲内で、司法省令によりこれを定める。

(2) 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が司法省令で定める率を超えるときは、その超過部分につき無効とする。

(3) 上記の省令は、第1項に定める制限利率の1.2倍から2倍の範囲内で、第2項に定める率を定めることができる。

(4) 民法第585条(利息の制限)第3項及び第4項の規定は、債務者が第2項の超過部分を支払った場合に準用する。

(5) 第2項及び第4項の規定は、これらの規定の適用の限りにおいて、違約金を賠償額の予定とみなし、違約金に適用する。

(6) 金銭を目的とする消費貸借契約において遅延損害金について特に定めのない場合は、本条及び民法第585条(利息の制限)の規定は、これらの規定の適用の限りにおいて、遅延損害金を利息とみなし、遅延損害金に適用する。

(コメント)

民法585条1項は「制限利息とは、当事者の合意によって適法に定めることのできる利率の上限をいい、法令がこれを定める。」と規定しており、制限利息を別途法令で定めるものとしている。また、民法には規定していないが、当事者が金銭を目的とする消費貸借に関して債務不履行の際の賠償額を予定したときは、実質的に利息の合意と同視することができるので、これに関する利率の制限も定めておくことが必要である。本条は、これらの点に関する規定である。

1項は、制限利率を司法省令に委ねるための委任規定であるが、白地委任は問題であるので、上限を30%、下限を10%に区切ることにした。民法585条1項は、「法律」ではなく「法令」となっており、直ちに法務省令でも定めても良さそうであるが、賠償額の予定の制限は法律事項であり、法律上定めておくことが必要であるので、制限利率についても、この法律で規定することとした。

2項は、賠償額の予定の制限に関する実体規定であり、民法585条3項前半部分と同趣旨のものである。

3項は、賠償額の制限利率を定めるものであり、利息に関する制限率の1.2倍から2倍の範囲内で法務省令により定めるものとしている。賠償額の予定につき利息よりも高利とすることを認めたのは、債務不履行の場合には、その取り立てに費用を要したり、また、取りはぐれることもあるので、債権者に対し、その危険に見合った利率を認めるためである。

4項は、3項で定める制限を超えて賠償額が予定された場合について、制限利息を超過する利息と同一の法的規制をするための準用規定である。

5項は、違約金の合意に関するみなし規定である。同項に関し、民法403条5項は「違約金は賠償額の予定と推定する。」との推定規定があるが、推定規定だけでは、それと異なる立証がされた場合に問題であるので、制限の趣旨を貫徹させるため、同項でみなし規定を設けた。

6項は、当事者が金銭を目的とする消費貸借に関して利息の合意をしたものの、債務不履行の際の賠償額を定めなかった場合に関する規定である。民法399条1項2文及び3文は、約定利率が法定利率を超える場合における遅延利息は約定利率によって計算することを定めており、賠償額を定めなかったときは、本条1項の制限の範囲内における利率に制限されるものと解することができる。しかし、本条では、賠償額の予定の制限のほうが制限利率よりも緩やかなので、そのいずれによるべきかにつき疑義が生ずるから、この点を本項により明確化することとした。本項によれば、遅延損害金を利息とみなして本条を適用するので、賠償額は、本条

1項の制限の範囲内における利率に止まる。

第3章 法人登記

第18条（法人登記の所管）

- (1) 法人登記に関する事務は、司法省がこれを管掌する。
- (2) 司法大臣は法人登記に関する事務を取り扱う職員を指定する。法人登記簿は司法省に備える。

〈コメント〉

法人登記の所管を定める。民法は、国内各地で法人登記をすることを前提に規定しているが、この法律では、プノンペンにある司法省（本省）でのみ行うことを前提としている。カンボジアの商業登記については商事裁判所が行なうということが法律で定められているので、法人登記についても始審裁判所が管轄するということも考えられるが、それについて設備もできていないので、とりあえず発足の段階では本省のみが登記事務を扱うということで、同条では「法人登記簿は司法省に備える。」と定めた。なお、商業登記についても、原則は商事裁判所が行なうとしつつ、54条で、「カンボジア王国が商業裁判所を持たない間は商業省が商業簿の写しおよび商業登記および末梢関連資料の組成および維持をしなければならない。」として、本省のみが行うこととしている。各地の始審裁判所等で法人登記を実施することが可能な事態となれば、改正をすれば済むことであり、一挙に可能か疑問があるので、当面の間は、司法省でのみ実施するものとした。

第19条（法人登記の構成及び様式）

法人登記の構成及び様式は、司法省令でこれを定める。

〈コメント〉

どのようなものを指して法人登記とするかについては、司法省令で定めることとしている。カ国の商業登記は、申請書の綴込みと分類別索引をもって登記とし（商事規則と登記法30条）、分類別索引はパソコンで処理することも可能としている（同32条、33条）ようであるが、法人登記の構成は、登記自体を紙とするか（この場合は、申請書の様式で、登記事項を記載する紙は、別用紙、しかも、理事等の事項毎に別用紙とし（変更の場合は、変更事項が記載されている用紙のみを差し替える）、それを登記用紙として登記を形成させる。法人毎にファイルを作成することが考えられる。）、又はコンピュータ処理とする（法人毎に、フォルダを作成する。）かについても、省令に委ねることとしている。今後の議論で決めたい。

コンピュータ方式による場合、アクセス権限、全国ネットとした場合ハッカーの問題が生じ得る。もっとも、司法省のみであるからスタンドアローン方式とし、担当者とアクセス権限を定めておくことにより、回避可能（この点からも、18条2項が意味を持つ）。

なお、カンボジアの商業登記は、商事規則と登記法第30条において、編年による登記と分類別索引を登記としている。編年による登記というのは、同法第31条等を見ると、申請書を並べ

ていく様式である。申請書の通し番号が索引にあるので、分類別索引から突合していくというのが商業登記のようである。すなわち、申請書の綴込みと分類別索引をもって登記とし（商事規則と登記法30条）、分類別索引はパソコンで処理するとしている。しかし、この方式では、公示機能に欠陥があるので、採用しない方が望ましい。

紙方式による場合、申請書の様式で、登記事項を記載する紙は、別用紙、しかも、理事等の事項毎に別用紙とし、それを登記用紙として登記を形成させる（様式の制定及び紙の質の規定が必要）。そして、理事等の変更の場合は、変更事項が記載されている用紙のみを差し替え、旧用紙は、一定年限保存しておいて、当時、誰が代表権限を有していたかの問題に対処する。

なお、申請書及びその添付書類は別途保存し、これを登記とは位置づけない。保存の理由は、権限ある者が登記申請したかが後に問題となるので、この証拠のためである。

第20条（法人登記の申請）

（1）登記の申請は、書面で行わなければならない。

（2）申請書には、民法第50条（登記事項）第1項に定める事項を記載し、法人となるべき社団又は財団の代表者が署名しなければならない。申請書には、有限責任社団にあつては民法第87条（登記事項および登記期間）第1項に定める事項、無限責任社団にあつては民法第102条（登記事項および登記期間）第1項に定める事項、財団にあつては民法第115条（登記事項および登記期間）第1項に定める事項も記載しなければならない。

（3）申請書には、定款、財団にあつては監督官庁の許可証、その他司法省令で定める書面を添付しなければならない。

〈コメント〉

本条は申請書の記載等を定める。登記事項については民法で定められているので、2項はそれを前提に、申請書の記載事項を定めた。前条で説明したとおり、省令で、様式を制定し、そのの該当事項を埋める方式が相当。これにより、民法と省令との間の条文の重複を避ける。3項では定款等の添付書類を定めているところ、原本の提出を求める趣旨である。しかし、省令では、「原本還付」の制度を定め、その写しを同時に提出すれば、原本は申請人に返還し、写しのみを司法省が保管することが考えられる。

「その他司法省令で定める書面」として、申請人の同一性を証する書面、有限責任社団法人では2000万リエル以上の財産があることの証明書等である。

第21条（登記の実施）

第18条（法人登記の所管）第2項に定める職員は、申請書が民法その他の法令に適合していることを確認した後でなければ、登記してはならない。

〈コメント〉

登記職員の登記をするに当たっての義務を定めた。

「民法」に適合とは、例えば、有限責任社団法人の場合、民法82条に適合した定款が定められているか、有限責任社団法人では2000万リエル以上の財産があるかどうか（83条）、定款に定められた理事や監事その他の役員が選任されているかどうか等である。法人の名称も、民法47条2項に合致していなければならない。

「その他の法令」とは、特別法で法人の理事となるための資格が制定されたような場合である。

登記の申請が法令に適合している場合は、職員は速やかに登記手続きをしなければならない。

適合していない場合は、申請を却下しなければならないが、この場合の手續等については、省令で定めることとなる。

第22条（変更登記等）

（1）法人登記に記載された事項に変更があったときは、法人の代表者は、その旨の変更の登記を申請しなければならない。

（2）法人が解散したときは、清算人は、民法第70条（清算人及び解散の登記）及び第80条（清算終了の登記）に定める登記を申請しなければならない。

（3）第1項及び第2項の申請に当たり、申請書に記載すべき事項及び申請書に添付すべき書類は、司法省令でこれを定める。

〈コメント〉

本条は、変更登記等を定める。具体的な登記手續は、省令で定める。本条第1項は、民法52条との関係が問題となろう。52条は、事務所移転の登記に関するものであり、新旧両事務所で登記をすべきものとしている。これは、複数の登記所が存在することを前提とするものであるが、適用法では司法省1つの登記所があるだけであるから、本条1項に基づき主たる事務所の変更登記をすることとなる。これも、第18条2項にいう「法人登記簿は司法省に備える」及び本条1項の解釈から導かれるであろう。

紙方式の場合は、変更後の登記事項（理事なら理事用の用紙にかかる登記事項のすべて）を申請書の別用紙に記載してもらい、それを新登記（例、理事用の新用紙）として扱い、従前の用紙は、閉鎖登記として、ファイルの後ろに綴ることが考えられる。コンピュータ方式の場合は、フォルダの中で、新、旧を入れ替え、旧は閉鎖登記として、子フォルダに入れ込むことが考えられる。

代表者に変更があったときは、新代表者が変更の当事者を申請しなければならない。この場合の添付書類としては、定款に基づき理事の交代があったことを証する書面、例、総会決議議事録などである。これは省令に規定する予定である。

法人が解散したときは、清算人が、解散の登記等を申請しなければならないが、解散事由は民法64条で規定されている。その事実があったことを証する書面（解散判決の謄本等）の添付が必要。これも省令に規定する予定である。

第23条（証明）

（1）何人も、手数料を支払って、法人登記に記載された事項の証明又は記載されていないことの証明を求めることができる。

（2）利害関係を有する者は、手数料を支払って、申請書及びこれに添付された書類の閲覧を請求することができる。

〈コメント〉

本条は、登記の記載事項証明について定める。登記簿のコピーを取り、それに謄本認証をするのがもっとも簡便かつ確実である。「記載されていないことの証明」は、申請人に「〇〇の事項は登記されていないことの証明を願います。」との書面を提出させ、その下に「右証明する。官職氏名・サイン」の方法が簡便である。これらの方法や書式を省令に記載する予定である。2項は、利害関係を有する者が定款をチェックしたいとき等に備えてのものである。閲覧以外に、謄本の請求を認めるのが相当かは、カ側で議論願いたい。

第24条（従たる事務所における登記の特例）

民法第2章の規定にかかわらず、別に法律で定めるまでの間は、主たる事務所の所在地でなすべき登記は、司法省でこれを行い、従たる事務所の所在地における登記は、これを申請することを要しない。

〈コメント〉

民法では、国内各地で登記をすることを前提として従たる事務所における登記を定めているが、第18条のコメントで説明したとおり、この法律は司法省でのみ登記を扱うものとしている。そこで、いわば、経過措置的に、本条を設けた。なお、商業登記も、商事規則と登記法第11条で商事裁判所で扱うとしながら、第54条で経過規定として、商業省で扱うとしている。

第25条（司法省令及び経済財務省令への委任）

申請書の様式その他法人登記に関して必要な事項は、司法省令でこれを定める。

手数料の額は、司法省及び経済財務省の共同省令でこれを定める。

〈コメント〉

委任規定である。

第4章 夫婦財産契約登記

第26条（夫婦財産契約登記の所管）

- （1）夫婦財産契約登記に関する事務は、司法省がこれを管掌する。
- （2）司法大臣は夫婦財産登記に関する事務を取り扱う職員を指定する。夫婦財産登記簿は司法省に備える。

〈コメント〉

第18条のコメントを援用する。なお、夫婦財産契約登記は需要がそれほどないものと見込まれるので、相当期間、司法省一本で良いように思われる。

第27条（夫婦財産契約登記の構成及び様式）

夫婦財産契約登記の構成及び様式は、司法省令でこれを定める。

〈コメント〉

第19条のコメントを援用する。

なお、夫婦財産契約の対象に不動産がある場合は、個別に土地登記で手当をしないと、不動産については契約内容を第三者に対抗することができないことを前提としている。

第28条（夫婦財産契約登記の申請）

- （1）登記の申請は、夫婦又は夫婦となるべき者が共同で書面によりしなければならない。
- （2）申請書には、申請人の氏名及び住所、夫婦財産契約締結の日付及びその内容その他司法省令に定める事項を記載しなければならない。
- （3）申請書には、夫婦財産契約の契約書その他司法省令で定める書面を添付しなければならない。

〈コメント〉

第20条のコメントを援用する。

第29条（登記の実施）

第26条（夫婦財産契約登記の所管）第2項に定める職員は、申請書が民法その他の法令に適合していることを確認した後でなければ、登記してはならない。

〈コメント〉

第21条のコメントを援用する。

第30条（変更登記等）

（1）夫婦財産契約登記に記載された事項に変更があったときは、夫婦又は夫婦となるべき者は、その旨の変更の登記を申請しなければならない。

（2）夫婦の婚姻が解消し、又は夫婦となるべき者の婚約が解消したときは、夫婦又は夫婦となるべき者は、共同で夫婦財産契約登記の抹消を申請しなければならない。

（3）第2項の規定にかかわらず、次に掲げる事由があるときは、次に掲げる者は、単独で夫婦財産契約登記の抹消を申請することができる。

1 配偶者の一方が死亡したとき 生存している配偶者

2 婚姻解消の確定判決において財産分与の判断がされているとき 元配偶者の一方

3 民事非訟法事件手続法の規定に基づき裁判所で婚姻解消に伴う財産分与の裁判がされ、その裁判が確定したとき 元配偶者の一方

4 婚約解消に基づく請求についての確定判決において婚約解消の事実が明らかであるとき 当事者の一方

（4）第1項及び第2項の申請に当たり、申請書に記載すべき事項及び申請書に添付すべき書類は、司法省令でこれを定める。

〈コメント〉

本条は、変更登記等を定める。具体的な登記手続は、省令で定める。紙方式の場合は、変更後の登記事項のすべてを申請書の別用紙に記載してもらい、それを新登記として扱い、従前の用紙は、閉鎖登記として、ファイルの後ろに綴ることが考えられる。あるいは、変更箇所のみ新旧対照を作成させることも考えられる。コンピュータ方式の場合は、フォルダの中で、新、旧を入れ替え、旧は閉鎖登記として、子フォルダに入れ込むことが考えられる。

なお、登記用紙が閉鎖された後も、旧は閉鎖登記として当分の間保存し、次条の証明が可能とする。

第31条（証明）

何人も、手数料を支払って、夫婦財産契約登記に記載された事項の証明又は記載されていないことの証明を求めることができる。

〈コメント〉

本条は、登記の記載事項証明について定める。法人登記とは異なり、申請書やその添付書類の閲覧の必要性は乏しいと思われる。なのにこれを保存する理由は、夫婦間における夫婦財産契約や変更の有無が争いになったとき、裁判所からの書類の取寄嘱託に応じて裁判資料とするためである。

第32条（司法省令及び経済財務省令への委任）

申請書の様式，証明その他夫婦財産契約登記に関して必要な事項は，司法省令でこれを定める。

手数料の額は，司法省及び経済財務省の共同省令でこれを定める。

〈コメント〉

委任規定である。

第5章 経過規定

〈コメント〉

経過規定は、既存の法令の改廃に伴うものであるから、本章の規定は「第7章 現行法規の廃止及び改正」の後に置くのが論理的である。しかしながら、第7章は、実際に用いる条文ではないので、後に置くこととし、実際に活用する経過規定を先に位置することとした。

第33条（未成年者に対する営業の許可）

親権者が適用期日前にした未成年者に対する営業の許可は、民法第20条（営業を許された未成年者）第1項の規定に基づく営業の許可とみなす。

〈コメント〉

民法20条は、1項で、「親権者又は未成年後見人により一種または数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては成年者と同一の行為能力を有する。」と、未成年者に対する親権者等による営業許可を定めている。親権者が適用期日前においても未成年者に対して営業許可をしていることが考えられるが、この営業許可は、民法の規定に基づく許可ではないことから、本条において、民法の規定に基づくものと定めて、法的効力を与えたものである。

なお、現在、未成年後見人の制度はないから、その言及はない。事実上の後見人については、従前の例による。もっとも、適用期日後は、そのような者が法定代理人とされることはなく、法律行為をすることができない。

未成年者の能力に関し、民法21条2項は、未成年者の婚姻による親権解放を規定しているところ、この規定は、婚姻状態にあることにより自立を擬制し、親権解放する趣旨であるから、未成年者が適用期日前に婚姻した場合でも、適用期日後は、同項の規定が適用されると解される。そこで、これに関する経過規定を設けていない。

また、未成年者の労働行為を定めた民法23条については、労働法181条が、「親権解放されていない18歳未満の子は、男女を問わず、後見人の同意がない限り、労働契約を締結することができない。」と定めていることから、その調整が問題となるが、民法23条は、親権者等が未成年者を代理して労働契約を締結できないとしており、未成年者自身が締結する労働契約は労働法に委ねていると解されるし、また、民法20条に基づき営業を許された未成年者は、その限りで一部親権解放されたものと評価することができ、労働法にいう親権解放された未成年者に該当するということができるから、その間に抵触はなく、調整は不要である。なお、適用期日前は、親権者等が未成年者を代理して労働契約を締結することができるかどうか定かではないが、民法23条1項と矛盾して、その労働契約が有効と扱われていても、継続的關係として、適用期日後に同条3項の規定で解除することができるから、調整規定を設けていない。

第34条（適用期日前から存在する社団又は財団の扱い）

(1) 適用期日前に、すでに2000万リエル以上の独立した財産を有する社団で営利を目的としない社団又は2億リエル以上の独立した財産を有する財団で公益を目的とする財団は、第

2項以下に定める手続をとらなければならない。2000万リエルに満たないものの独立した財産を有する社団で、民法第101条（設立および定款）に定める無限責任社団法人に当たる社団も同様とする。

（2）第1項の社団が民法第82条（設立および定款）に定める有限責任社団法人に当たる場合、その代表者は、同条第2項に定める事項その他社員が定めた事項を記載した書面を作成し、その書面について、適用期日から3月以内に、公証人の認証を受けることを要する。

（3）第1項の社団が民法第101条（設立および定款）に定める無限責任社団法人に当たる場合、その代表者は、同条第2項に定める事項その他社員が定めた事項を記載した書面を作成し、その書面について、適用期日から3月以内に、公証人の認証を受けることを要する。

（4）第1項の財団が民法第110条（設立および定款）に定める財団法人に当たる場合、その代表者は、同条第2項に定める事項その他財産を抛出した者が定めた事項を記載した書面を作成して、公証人の認証を受けた上で、適用期日から3月以内に、監督官庁にその書面を提出し、その許可を受けることを要する。ただし、監督官庁は、その書面が民法その他の法令に反するとき又は公益のため必要と認めるときは、その変更を命ずることを要する。

（5）第2項ないし第4項の書面は、公証人の認証を受けたときから、定款としての効力を有する。

（6）適用期日前に政令又は省令を根拠として設立された社団又は財団については、第2項から第5項までの適用上、公証人の認証又は監督官庁の許可は、適用期日において、なされたものとみなす。

〈コメント〉

本条は、第37条と相まって、適用期日前から存在する非営利を目的とする社団及び公益を目的とする財団で、すでに独立した財産を有するものが一定の手続を執った場合に、そのような社団又は財団に対し、適用期日に遡って法人格を付与するための規定である。本条の規定がなければ、上記のような社団又は財団が法人格を持つためには民法で定める手続を踏み、かつ登記をすることを要するため、適用期日の日に法人格を得ることは不可能であるが、本条は、適用期日前からの連続性を与え、法的な安定を与えるために存在する。

第1項は、民法83条では有限責任の社団法人は2000万リエル以上の、また、民法111条では財団法人は2億リエル以上の財産を有していないといけないので、それ以上の財産を有している社団又は財団のみにつき、簡易法人化の途を開いている。なお、無限責任社団法人に当たる場合は、財産の額に制限はないので、同項ただし書は、そのための規定である。

2項以下は、それぞれの法人の種類に応じて民法が定める書面を作成し、公証人の認証を受けるべきことを定めた。法的安定性を図るため、期間を適用期日から3月以内に限定した。なお、1項に定める社団又は財団がこれらの期間内に手続を執らないときは、民法の規定に基づき法人を設立するしかなく、そのときは、設立登記の時に法人格が付与される。

5項は、法人の定款は82条3項、101条3項及び民法110条3項が公証人の認証の段階で効力を有すると規定していることと平仄合わせて規定している。

第35条（適用期日前からの社団又は財団の登記等）

（1）第34条（適用期日前から存在する社団又は財団の扱い）第1項の社団又は財団の代表者が同条第2項ないし第4項の規定に従い公証人の認証又は監督官庁の許可を得たときは、2週間以内に司法省において以下の登記をすることを要する。

- 1 民法第50条（登記事項）に定めた事項
- 2 公証人による認証の年月日又は監督官庁の認可の年月日

（2）第1項の期間は、公証人から認証証書を受領した日又は許可書が到達した日から起算する。

〈コメント〉

本条は、適用期日前からの社団又は財団で第34条1項に該当するものについて、登記手続を定めた規定である。適用期日前からの社団又は財団は、

民法第50条（登記事項）に定めた事項

公証人による認証の年月日又は監督官庁の認可の年月日を登記すべきものとしている。

ところで、設立時の登記事項として、民法は、

有限責任社団法人に関する登記事項（87条）

無限責任社団法人に関する登記事項（102条）

財団法人に関する登記事項（115条）

を定めているが、民法適用法35条ではこれらを登記事項として要求していない。

これは、登記に関しては、民法50条に関する登記事項さえ登記しておけば、権利能力（あるいは行為能力）の範囲、代表者、定款所定の解散事由等を第三者に対抗させることができるため、最低限これだけ登記をすればよいことから、既存法人の簡易法人化のためには、経過措置として、この登記を要求したものである。民法自体は既に適用されていることから、省令で87条等の事項も登記すべきことを要求し、もっとも、これがなくても却下はしないとの取り扱いをすることが考えられる。

なお、民法適用法35条の登記は、設立登記そのものではないが、設立登記に準じて考え、申請書及び添付書類は、設立登記とほぼ同様に取り扱うのが相当と考える。

第36条（財産目録又は社員名簿）

第34条（適用期日前から存在する社団又は財団の扱い）第1項の社団又は財団が財産目録又は社員名簿を備えていない場合は、適用期日後遅滞なくこれを調製し、各事務所に備え置くことを要する。

〈コメント〉

本条は、民法55条で法人は財産目録又は社員名簿を備えるべきことを定めているので、その確保のための規定である。

第37条（法人の設立時期の特則）

第34条（適用期日前から存在する社団又は財団の扱い）第1項に規定する社団又は財団が同条第2項ないし第4項及び第35条（適用期日前からの社団又は財団の登記等）に定める手続をこれらの規定に定める期日までに履行したときは、その社団又は財団は、適用期日に遡って法人格を有するものとみなす。

〈修正コメント〉

本条は、第34条1項に定める適用期日前から存在する社団又は財団が同条や第35条に定める手続を行ったときは、その社団又は財団は、適用期日に遡って法人格を有するものとみなし、適用期日前からの連続性を与え、法的な安定を与えるための規定である。

なお、カンボジアの民事訴訟法では、法人格のない団体に訴訟能力を認めていないので、適用期日前から存在する社団又は財団は、本条に定める登記をするまでは、訴えを提起することができない。しかしながら、誤って訴えを提起した場合は、本来ならば、不適法として却下されることとなるが、第34条及び第35条に定める手続を践み、登記されると、追完されることとなる。

第38条（適用期日前から存続する物権の効力）

（1）民法第3編で定めた物権は、適用期日前に発生したものであっても、適用期日以降は民法に定める効力を有する。

（2）第80条（土地法の一部改正）の規定に基づく改正前の2001年土地法に基づく長期賃借権、用益権、使用権・居住権又は契約による地役権は、適用期日以降は、それぞれ、民法に基づく永借権、用益権、使用権・居住権又は地役権とみなす。この場合において、これらの権利の存続期間は、2001年土地法に基づき設定された日から起算する。

〈コメント〉

1項は、日本の民法施行法36条と同趣旨の規定であり、2001年土地法に定める所有権安堵の規定に基づき適用期日前に発生していた所有権等、適用期日前に発生した物権についての適用期日後の効力を定めた規定である。同項の結果、例えば、ある土地が土地法168条で定める非分割所有(undivided ownership)の目的となっている場合において、土地の管理又は分割に関して非分割所有者が行った合意は、適用期日後は、民法208条（共有物の管理）に基づき決定された管理に関する事項又は211条（共有物の分割請求権）に基づき締結した契約としての効力を有することとなる。

2項は、物権の根拠法令が土地法から民法に移行して異なることとなるので、規定したものである。2項第2文は、存続期間が適用期日から起算されないための念のための規定である。なお、第41条では、適用期日前からの長期賃借権の存続期間についての特則を定めている。本条に関して、解釈上問題となり得る点は、次のとおりである。

まず、土地法は144条以下において自然による地役権の規定を設けているが、民法では自然による地役権の定めがない。しかしながら、民法では、143条から154条まで土地に関する相隣関係の規定が置かれており、この規定は、土地法144条以下の自然による地役権に関する規定とほぼ同一内容である。そして、適用期日前から存在する土地所有権については、本条の規定に基づき適用期日後は民法の所有権に関する規定が適用されるので、当然に143条から154条まで土地に関する相隣関係の規定も適用される。

次に、土地法上、正規の証書によらない制限物権の設定は効力を有しないが、制限物権を正規の証書で設定したものの適用期日当時登記未了の場合は、本条1項に基づき民法による制限物権として登記することができるものと解される。このため、第56条の規定を設けている。

さらに、適用期日前から占有又は準占有がある場合についても、本条1項が適用され、適用期日以降はこの法律に定める効力を有する。したがって、適用期日前に占有を奪われていたときでも、占有を奪われた時が適用期日より1年未満であれば占有物返還請求ができることとなる。また、占有は事実状態であり、適用期日前から占有している物についても時効取得ができる。時効取得の要件は、事実たる占有が一定年度継続することであり、その完成が適用期日以降ならば、第5条1項及び本条1項に基づき、民法が適用されるからである。なお、不動産についての特別の占有者の保護に関する民法242条及び243条の規定は、適用期日前の占有についてもそのまま適用され、例えば、民法243条3項の適用については、適用期日の3年以内に占有を侵害されていても適用することができる。

しかし、有益費用償還等については、有益費用の支出等が第5条1項にいう「事項」と解されるから、民法の規定が適用されるのは、適用期日後になされた有益費用に限られる。この点は、後注の費用償還請求権等（民法604条、628条、646条、686条、734条）と同旨である。なお、有益費用償還請求権自体は債権であるが、合意に基づき発生するものではなく、法律の規定に基づき発生する法定債権である。そこで、有益費用の支出等債権発生の原因行為が適用期日後（法律が適用された後）になされることを要することは当然である。

第39条（適用期日前からの動産占有）

（1）適用期日前から動産を占有する者が民法第193条（動産所有権の善意取得）に規定する要件を具備するときは、適用期日においてその動産の上に行使する権利を取得する。この場合、所有権譲渡契約の効力に関しては、民法193条を適用する限りにおいて、民法の規定を適用する。

（2）第1項の規定は、民法第194条（盗品、遺失物の譲渡）の規定の適用を妨げるものではない。

〈コメント〉

1項は、事実上、動産所有権の善意取得に関する民法193条を遡及適用させるための規定である。日本の民法施行法39条と同趣旨の規定であって、動産の善意取得者を保護するために設けている。同項後段は、民法では他人物売買は有効であるのに（531条2項）、政令38号の35条が他人物売買を無効としているため、適用期日前の他人物売買については、民法193条が定める「有効な所有権譲渡契約」の要件を満たさないこととなるので、所有権譲渡

契約の効力に関しては民法の規定を遡及適用するものとして、適用期日後に同条を適用する場合と同様の状況にするための規定である。なお、売主又は真の所有者が適用期日前に買主を相手に目的物の返還請求訴訟を提起していたところ、適用期日が到来したような場合は、買主が本条の規定を援用して善意取得を主張することは、権利乱用となって許されないと解されよう。

2項は、適用期日前に動産が善意取得されたとしても、当該動産が盗品や遺失物の場合は、従来の所有者を保護するために、民法194条を適用させる必要があるため、念のため、この点を明示した規定である。

第40条（適用期日前の添付）

（1）適用期日前から民法第198条（動産の付合、混和、融合）又は同法第199条（動産の加工）の規定によれば所有権を取得したであろう状況にある者は、適用期日以降は、民法の規定に従い単独又は共有の所有権者とみなす。ただし、第三者が正当に取得した権利を妨げない。

（2）第1項の規定を適用した結果権利を失った者は、民法第201条（添付と償金請求権）の規定に従い、償金を請求することができる。

〈コメント〉

本条は、適用期日前に所有者の異なる複数の動産が付合、混和、融合又は加工により添付されている場合に関する規定である。1項は、この場合に、一物一権主義を貫き、民法の定める物権制度に移行するための規定であり、日本の民法施行法42条の規定に準拠した。

2項は、このような動産の添付により権利の喪失者がいるときのための、償金に関する規定である。

第41条（適用期日前からの長期賃借権の存続期間）

適用期日前に2001年土地法に基づき設定された長期賃借権でその残存期間が適用期日において50年を超えるものについては、民法第247条（永借権の存続期間）第1項の規定にかかわらず、約定された期間存続する。ただし、その残存期間が適用期日において99年を超えるものについては、その存続期間は、適用期日から99年とする。

〈コメント〉

本条は、適用期日前に2001年土地法に基づき設定された長期賃借権の存続期間に関する規定である。民法244条によれば、存続期間が15年以上の長期賃借権は、永借権という物権とされるが、民法247条によれば、永借権の存続期間は50年を超えることができず、50年を超える期間をもっては、永借権を設定したときは、これを50年に短縮することとされている。他方、土地法上、長期賃借権についてはこのような期間の制限はない。そこで、土地法に基づく長期賃借権には存続期間が50年を超えるものがあり得るが、そのような長期賃借権であっても、適用期日後は、民法中、永借権に関する規定適用されることから、残存期間に

疑義が生ずるので、本条が設けられている。本条では、適用期日において残存期間が50年を超えるものであっても、いわば既得権として約定の期間、長期賃借権（適用期日後は、永借権）が存続するものとした。もっとも、あまりにも長期なものは、民法247条が上記のとおり定めている趣旨にそぐわないので、本条ただし書に基づき、残存期間が適用期日において99年を超えるものについては、その存続期間は、適用期日から99年に短縮するものとした。

第42条（損害保険に付された用益権）

適用期日前に2001年土地法に基づき設定された用益権でその目的物に損害保険が付されているものについては、適用期日後であっても、適用期日前に支払われた保険金により付保されている間に当該目的物が不可抗力により破壊された場合において、所有者又は用益権者のいずれかが保険金を受領したときは、他方は、その保険金をもって目的物を修理し、又は再築することを求めることができる。

〈コメント〉

土地法131条2項では、目的物に損害保険が付されている用益権については、当該目的物が破壊された場合において、所有者又は用益権者のいずれかが保険金を受領したときは、他方は、その保険金をもって目的物を修理し、又は再築することを求めることができることが定められている。他方、民法ではそのような規定はなく、その調整を図る必要がある。本条は、このための規定であり、適用期日前に支払われた保険金により、適用期日後であっても付保されている間に目的物が破壊された場合は、土地法131条2項を適用する場合と同様に、相手方を保護することとした。なお、適用期日前に保険契約が締結されていても、保険金の支払いが適用期日後となった場合は、既得権とは認めず、民法が適用され、相手方には従前のような保護が与えられない。

なお、土地法131条2項のような規定を民法に置かなかつたのは、目的物が不可抗力により破壊された場合において一方に重い負担をかけるのは適当でないこと、保険は自分のために保険金を負担してかけているのであるから、自分が受け取るのが当然であること、当事者が合意していないのにこの種の規定を設けるのは契約自由・私的自治の原則に反することが理由である。

第43条（登記された使用権および居住権の経過措置）

2001年土地法に基づき設定された使用権および居住権が2001年土地法第139条の規定により適用される同法第120条第3項の規定に基づき登記されているときは、その使用権・居住権は、民法第277条（使用権および居住権の対抗要件）の規定にかかわらず、目的物を現実に使用又は居住していなくても、第三者に対抗することができる。

〈コメント〉

使用権・居住権は、土地法の下では、同法139条1項及び120条3項の規定に基づき登

記することができるので（なお、同法229条では、用益権と使用権・居住権の言及を欠くが、用益権は、同法120条3項の規定に基づき登記することができる。）、適用期日までに登記されている使用権・居住権があり得る。他方、民法277条では、使用権・居住権の対抗要件は占有であるが、既に登記がされている場合は、占有の有無を問わず、第三者に対抗することを認めるのが適当であり、本条を規定した。

第44条（重利に関する経過措置）

- （1）適用期日前に生じた利息については、民法319条（重利）の規定を適用しない。
- （2）民法第586条（利息の支払時期および法定重利）第2項の適用についても、第1項と同様とする。

〈コメント〉

本条は、適用期日前に金銭債権について利息が生じた場合、重利があるかどうかに関する規定である。

利息発生元となる基本的な債権関係については、適用期日前に発生しているから、第5条1項の規定に基づき、従前の例によることとなるが、支分権である利息債権については、それだけを分離して譲渡されることもあり、日々新たに発生する債権として、その発生の時点に応じて、第5条1項に基づき、従前の例によるか、民法を適用すべきかが分かれることとなる。そうすると、適用期日後に生ずる利息債権についてのみ、重利の問題が発生しそうであるが、民法319条に定める「催告」が新事実とされ、適用期日前の利息についても適用期日後はすべて重利計算できるとの解釈が考えられるので、本条を規定し、そのような解釈をすることができず、適用期日前に生じた利息については、重利に関する民法319条の規定を適用しないものとした。

2項は、民法586条2項の適用につき同様の措置を採った。

本条の結果、利息計算が複雑になる場合は、適用期日後に準消費貸借契約を締結すればよい。

第45条（債務不履行に関する経過規定）

- （1）適用期日前から債務を負担する者が適用期日後においても債務を履行しないときは、その者は、民法の規定に従い不履行の責任を負う。
- （2）第1項の規定は、債権者が債務の履行を受けることを拒み、又はこれを受けることができない場合に、これを準用する。
- （3）適用期日前に締結した契約上の債務を適用期日後において履行する場合には、当該債務の履行に関しては、民法中の担保責任に関する規定を適用する。

〈コメント〉

本条は、債務不履行に関する経過規定であり、1項と2項は、日本の民法施行法53条と同一条文である。

本条は、第5条1項により、適用期日前から債務を負担する者が適用期日前から債務不履行となっている場合は、従前の法規範によることを当然の前提としている。すなわち、適用期日前に締結された契約で、履行期日が適用期日前と約定されている場合において、債務者が履行期日に履行しなかったり（履行遅滞）、履行不能となっていたときは、本条は適用されず、債務不履行という「事項」（第5条1項）が適用期日前に既に生じているから、従前の例によるのである。債権者が解除権の行使や損害賠償請求を適用期日以降にしたとしても、解除権の発生は適用期日前に発生しているから、従前の例によることとなる。このような場合にまで民法の規定を適用することは紛争が蒸し返されるおそれがあり、適当ではない。本条は、適用期日後に債務不履行等となった場合に関する規定である。

1項は、適用期日前から債務を負担する者が適用期日後に債務不履行となったときは、その不履行による法律関係は民法によることを明らかにしている。第5条1項は、従前のものは従前の例により、適用期日後に生じたものについては民法を適用するとともに（同項本文）、継続的な債権関係については適用期日以降は民法を適用する（同項ただし書）との扱いをしているが、債務の関係についても、これと同じように従前の法秩序と民法との適用区分を定めたものである。

1項の適用の結果、例えば、適用期日前に適用期日後の期日に目的物の引き渡しをするとの内容の売買契約がなされた場合において、売主が約定の履行期日に目的物を引き渡さない場合は、売主は、民法の規定に従い不履行の責任を負うこととなる。この場合は、債務不履行という新たな「事項」（第5条1項）が生じたと評価し得るのであり、債務不履行の結果については、民法を適用することとしているのである。ここで注意すべきは、当該契約は、適用期日前に締結されていることから、債務の内容は旧の法秩序によっているものと解すべきであり、後に説明する本条3項に該当する場合を除き、不履行の存否自体は、旧法によることである。上記の例であると、履行日が適用期日後に指定されたとしても、履行期日における債務の履行の内容及び履行の有無（不履行があったかどうか）は旧の法秩序によることとなる。

次に、適用期日前に締結された契約で、適用期日前に債務を一応履行したものの不完全履行である場合や、その履行の瑕疵が問題となる場合であるが、これらの場合も、従前の例によることとなる。不完全履行も債務不履行の一つであることや、担保責任は債務不履行と同じように考えられるからである。担保責任が法定責任であると理解した場合も、適用期日前に担保責任が発生しているから、その法律は旧法によると考えるべきである。もっとも、適用期日前の契約で、履行日が適用期日前に指定されていたものの、現実の履行が適用期日後となり、債権者が当該履行を一応受け容れたものの、それが不完全履行となったり瑕疵がある場合は、当事者間で履行期日を適用期日以降に変更したのものとして取り扱い、適用期日後に生じた債務不履行として、その効果については、民法の規定を適用するのが相当である。もっとも、この場合は、履行期のみが変更となったのであり、債務の内容は従前のままである。この場合において、履行に瑕疵があるときは、3項が適用される。

2項は、受領遅滞に関して定めている。適用期日前に締結された契約に関して、適用期日後に債権者が受領遅滞した場合は、民法456条の規定が適用されることとなる。

3項は、適用期日前に締結した契約について、債務者が債務を適用期日後において履行する場合には、当該債務の履行に関しては、民法中の担保責任に関する規定を適用するものとしている。この3項は、当該契約は、適用期日前に締結されていることから、債務の内容は旧の法

秩序によるとしても、担保責任については、契約で定めることが少なく、法律の定めに従うことが多いため、履行時の法律を適用することとしたのである。担保責任が法定責任であると理解した場合は、履行することにより法定責任が生ずるはずであるから、履行時の法律によることは理解し易いであろう。担保責任を債務不履行責任と考えた場合は、第5条1項の特則と評価することとなる。

第46条（金銭債務の特則に関する経過措置）

金銭の支払を目的とする債務を負担する者が適用期日前から債務を履行しない場合においては、適用期日後に発生する損害賠償の額については、民法第399条（金銭債務についての特則）の規定を適用する。

〈コメント〉

本条は、日本の民法施行法56条と同趣旨の規定である。金銭債務については、金銭が調達可能であること、損害賠償額の算定に当たり個別事情の考慮が不要であること、その額が明確であることに着目して、民法は399条で金銭債務の特則を定めている。本条を規定した理由は、民法399条の規定は合理的であるので、これをできる限り適用することが相当であることにある。民法399条は適用期日後の損害賠償の額のみについて適用され、適用期日前の損害金の算定に当たっては従前の例による。

第47条（相殺に関する経過措置）

(1) 適用期日前に発生した債務についても、民法の規定に基づく相殺によりこれを免れることができる。

(2) 双方の債務が適用期日前に互いに相殺の要件を満たしていた場合は、相殺による債務消滅の効果は、適用期日に遡って、生ずる。

〈コメント〉

本条は、日本の民法施行法58条と同趣旨の規定である。相殺は弁済の1つの方法であるところ、適用期日後は民法の規定による弁済方法も認めるのが相当であるから、本条を規定した。1項は、そのことを規定したものである。相殺に供する債権は適用期日前に発生しているものでも、適用期日後に発生したものの差し支えない。

2項は、相殺の効果の発生時期の特則である。民法466条が相殺の効果の発生時期を債務が互いに相殺可能となった時期（期限の利益を放棄しない限り、双方うち遅い方の弁済期）に遡ることを定めており、その時期からは、相殺された債権は利息や遅延損害金が発生しないこととなる。これをそのまま適用すると、民法の規定を遡及して適用し、利息債権等を奪うこととなる場合も生ずるので、遡及の時期を適用期日に止め、当事者双方の利益を図る必要がある。このため、2項を規定している。

本条の適用の結果、適用期日の4年前に発生した年利2%の利息付きA債権と適用期日の1

年前に発生した年利5%の利息付きB債権とを適用期日の1年後に相殺する場合は、相殺時点では双方とも10%の利息が発生しているが、相殺では、A債権につき8%の、B債権につき5%の利息が発生していることを前提に相殺することとなる。

第48条（消滅時効に関する経過措置）

（1）適用期日前に時効により消滅していない債権については、民法中の債権消滅時効に関する規定を適用する。

（2）第1項の規定にかかわらず、適用期日前に進行を開始した消滅時効の期間が民法に定める債権消滅時効の期間よりも長いときは、従前の法規による消滅時効の期間が経過するまでは、債権は、消滅時効にかからない。ただし、その残存期間が適用期日から起算して民法に定める債権消滅時効の期間よりも長いときは、その日から起算して民法の規定を適用する。

（3）消滅時効の定めのない権利については、適用期日から起算して民法中の債権消滅時効に関する規定を適用する。

〈コメント〉

政令38号25条は債権の消滅時効を一律に5年と定めているが、民法は、482条で債権の消滅時効の期間を原則として5年と定めつつ、483条で生産者が非商人に対して売却した商品の代金等について2年間の短期消滅時効を定めている。そこで、政令38号25条との調整が問題となる。また、政令38号が規定する契約以外の債権関係では、時効により消滅していない債権関係があり得る。しかし、時間の経過とともに証拠が散逸することに対処し、また、権利の上に眠る者は保護しないために存在する消滅時効の制度の趣旨を適用期日前から存在する権利関係にも及ぼすことは、法的安定に寄与するものである。そこで、本条は、適用期日前に時効により消滅していない債権については、民法中の債権消滅時効に関する規定を適用することや、その適用に関する調整をするために設けられた。本条は、日本の民法施行法29条から32条までの規定を参考とする。

1項は、適用期日前に時効により消滅していない債権については、民法中の債権消滅時効に関する規定を適用すると定め、上記の趣旨に沿った原則を定めている。

2項は、時効期間の調整を定める。例えば、適用期日の2年前に生産者が非商人に対して品物を売却した場合を考えると、この法律で何も規定しないと政令38号25条の5年が適用されることとなる。しかし、この場合も、1項により民法の短期消滅時効を適用して早期決着を図るのが適当であるが、そのようにした場合、当該債務は適用期日の到来と同時に消滅時効に罹ることとなる。それでは債権者にとっては不意打ちとなるので、適用期日から2年間で消滅時効にかかるものとした。

3項は、上記の趣旨を貫くため、消滅時効の定めのない権利については、適用期日から起算して民法中の債権消滅時効に関する規定を適用するものとした。同項の適用に当たり注意を要するのは、民法1301条以下の相続回復請求に関する規定は、適用期日前に生じた相続に適用されるものではないことである。仮に、相続人でない者が誤って相続していた場合は、当該者が相続したとして占有する財産を時効取得するというので、問題解決を図ることとなる。

第49条（時効の中断及び完成停止に関する規定の適用の始期）

第48条（消滅時効に関する経過措置）の規定を適用する場合には、民法の消滅時効の中断及び完成停止に関する規定は、適用期日からこれを適用する。

〈コメント〉

本条は、前条の規定に基づき民法の消滅時効に関する規定を適用する場合における時効の中断及び完成停止に関する規定である。前条の規定に基づき民法の消滅時効に関する規定を適用するときは、民法による時効の中断及び完成停止に関する規定も適用するのが相当であるので、日本の民法施行法33条の規定を参考として、そのように定めている。

第50条（法定期間への準用）

第48条（消滅時効に関する経過措置）及び第49条（時効の中断及び停止に関する規定の適用の始期）の規定は、時効期間の性質を有しない法定期間にこれを準用する。

〈コメント〉

日本の民法施行法34条と同一の規定であり、除斥期間等に関するものであって、念のための規定である。

第51条（利息付き消費貸借契約の経過規定）

適用期日前に締結された利息付き消費貸借契約の借主が適用期日以降に死亡した場合は、契約及び契約外責任に関する1988年政令第38号（以下、この法律において「政令第38号」という。）第61条第2文の規定を適用しない。

〈コメント〉

利息付き消費貸借契約に関し、政令38号61条2文は、「借主が死亡したときは、貸主は債務の全額の返済を直ちに求めることができ、返済債務は、死者の相続人に移転する。相続人は、残債務を被相続人の財産から、相続財産が分配される前に支払わなければならない。」と定めている。これを相続に関する規定と読めば、債務者が適用期日前に死亡した場合は、この規定を適用し、適用期日以降に死亡した場合は、相続法の規定に従うこととなり、何らの手当てを要しない。しかし、本条は、利息付き消費貸借契約に関する相続の特則（すなわち、利息付き消費貸借契約のみに関わる特別な定め）と読めば、債務者が適用期日以降に死亡した場合も適用される可能性があるため、本条は、このような解釈を封じる目的で、念のため規定したものである。このようなことから、相続に関する経過規定としてではなく、消費貸借契約に関する経過規定として規定している。

第52条（賃借物に瑕疵があるときの経過措置）

（1）適用期日前に締結された賃貸借契約が適用期日後も存続している場合においては、その契約について民法第605条（賃借物の瑕疵に対する賃貸人の責任）の規定を適用する。この場合において、同条第6項に定める期間が適用期日前に進行したときは、その期間は、適用期日から起算して1年以内とする。

（2）前項の規定は、民法第605条（賃借物の瑕疵に対する賃貸人の責任）第6項に定める1年の期間が適用期日の1年前に経過したときは、適用しない。

〈コメント〉

本条は、適用期日前に締結された賃貸借契約の目的物に瑕疵がある場合の救済措置を定める規定である。第5条1項及び第45条によれば、債務者がその履行のために債権者に引き渡した目的物に瑕疵があるときは、従前の例によることとなり、民法の規定は適用されないが、本条は、賃貸借契約の継続的性質に鑑み、その例外を規定している。

さて、民法605条は、賃借物に隠れた瑕疵があるときは、賃借人は、修繕、取り替え、賃料減額及び解除（解除は目的達成不能のとき）を求めることができるので、上記の理由で、適用期日前に締結された賃貸借契約が適用期日後も存続している場合には、民法605条の規定を適用することとした。これが本条1項前段の規定の趣旨である。ところで、民法605条は、その6項において、その請求は、瑕疵の事実を知り、又は知るべきであった時から1年以内にすべきものと定めている。そこで、賃借人が適用期日以降に瑕疵の事実を知り、又は知るべき事態が生じたときは、605条をそのまま適用しても問題は生じない。

賃借人が適用期日のはるか前から瑕疵の事実を知り、又は知るべきであった場合にまで遡及的に救済を与えるのは問題であるので、本条2項では、適用期日の1年よりも前に賃借人が瑕疵を知る等していたときは、救済から外している。すなわち、本条は、適用期日の1年以内に瑕疵の事実を知り、又は知るべき事態が生じたときのみ救済を図ることとしたのであるが、この場合、1年の期間は、適用期日から起算することとした（1項後段）。

第53条（不当利得に関する経過措置）

適用期日前に生じた不当利得についても、民法第741条（不法原因給付）の規定を適用する。

〈コメント〉

民法741条は、不当利得が、契約が公序良俗に反して無効であることを理由に生じたような場合は、返還請求は認められないことを定めているところ、適用期日前に生じた不当利得についても、このような制限を設けるのが相当なので、本条を規定した。なお、民法741条は「返還請求は認められない」としていて、返還行為自体を無効としているわけではないので、このような不当利得でも適用期日前に既に返還がなされている場合には本条の適用の余地はなく、本条のように民法741条を遡及適用することとしても、紛争の蒸し返しはないと考えられる。

第54条（適用期日前からの債務担保）

（1）民法で定めた担保物権は、適用期日前に発生したものであっても、適用期日以降は民法に定める効力を有する。

（2）2001年土地法に基づく質権又は抵当権は、適用期日以降は、それぞれ、民法に基づく質権又は抵当権とみなす。

（3）適用期日前に設定された権利質で、適用期日前から第三債務者その他の第三者に対して対抗することができるものは、適用期日後においても、第三債務者その他の第三者に対して対抗することができる。

（4）政令第38号に基づく担保個人財産(secured personal property)は、適用期日以降は、民法に基づく動産質とみなす。

〈コメント〉

本条は、適用期日前から存在する担保物権について、民法が定める担保物権との調整を定めるための規定である。担保物権も物権法定主義の適用を受け、民法が適用された後は、他に特別法が制定されない限り、民法が定める担保物権しか存在しないからである。

1項は、日本の民法施行法36条と同趣旨の移行規定である。2項では質権や抵当権に関する移行を定めているが、これ以外に1項本文が必要なものは、土地法に定めのない動産質権と譲渡担保権につき民法を適用させるためである。

なお、先取特権は、債権の発生時期に先取特権発生の根拠法が必要であり、従前の法律中、先取特権は存在しないので、解釈上、1項は空振りとなる。民法の規定による先取特権については、既存の債権については及ばない。

2項は、第38条2項と同趣旨の規定であり、根拠法令が異なるので、みなし規定を置いた。

3項は、権利質につき、適用期日前から従前の法秩序に基づき対抗要件を備えていると評価されるものについては、適用期日以降においても、保護するための規定である。対抗要件を具備していないものは、当事者間で効力があつたとしても、第三者に対する関係では対抗力を有しない。これは、特に保護する必要がないと考えられる。なお、適用期日前に設定された権利質の効力については、従前の法規範が適用される。同一債権について、適用期日後、民法の規定に基づき権利質が設定された場合であっても、適用期日前に設定された権利質が適用期日前から第三債務者その他の第三者に対して対抗することができるときは、従前から設定されている権利質が優先する。

4項は、政令第38号64条以降に定める担保個人財産(secured personal property)に関する規定であり、この担保個人財産は、民法上の動産質と殆ど変わらないので、このようなみなし規定を置いて連続性を持たせた。

第55条（質(gage)の取扱い）

（1）2001年土地法に基づく質(gage)は、適用期日以降は、民法に基づく抵当権とみなす。

(2) 質(gage)の設定登記は、第1項の規定によりみなされた抵当権についての設定登記とみなす。ただし、当事者が抵当権の設定登記をするとともに質(gage)の設定登記を抹消することを妨げない。

(3) 質(gage)の権利者は、設定者に対し、適用期日後速やかに所有権を証明する証書を返還しなければならない。

〈コメント〉

本条は、土地法に定める質(gage)の取扱いに関する規定である。土地法では、これを担保物権として規定しているが、民法では「質(gage)」を担保物権としては認めていないので、両者の法律間の調整を要する。そして、質(gage)については、土地法219条が「not the property itself but the ownership title」を remit する（不動産そのものではなく所有権証書を付託する）と規定しており、法制度としては占有を前提としていないので（占有があるとしても、それは別途の契約に基づくから、移行に当たって考慮することを要しない）、民法に定める不動産担保権とすれば抵当権に移行するのが適当であるから、抵当権とみなすこととした。

1項は、このためのみなし規定である。

2項は、登記に関するみなし規定である。土地法上、質(gage)については登記が成立要件であり、必ず登記がされているので、このようなみなし規定を設け、登記の効力を維持した。ただし書は、本来の抵当権設定登記をして質(gage)の設定登記を抹消することが考えられるので、これをしたればできることを規定した念のための規定である。

なお、本条は、土地法に基づき成立した質(gage)に関する規定であるため、登記されていない事実上の質(gage)には適用されない。したがって、登記されていない事実上の質(gage)は、登記未了の抵当権ということができない。

3項は、証書の返還請求である。質(gage)では、債務者が債権者に所有権証書を付託しているが、抵当権では、そのような証書の付託が必要ないので、質(gage)が本条の規定に基づき抵当権に移行する適用期日後は、速やかに所有権を証明する証書を返還しなければならないことを定めたのである。なお、抵当権設定登記との引換えも考えられるが、みなし登記があるので、そのような取扱いをしなかった。

第56条（登記未了の担保物権設定契約の取扱い）

(1) 2001年土地法第207条に規定する公正証書により質権の設定契約が締結され、目的物の引渡し完了したものの、適用期日前に登記がされていない場合には、適用期日から質権としての効力を生ずる。

(2) 2001年土地法第201条に規定する公正証書により抵当権の設定契約が締結されたものの、適用期日前に登記がされていない場合には、適用期日から抵当権としての効力を生ずる。

(3) 2001年土地法第220条に規定する公正証書により質(gage)の設定契約が締結されたものの、適用期日前に登記がされていない場合には、適用期日において抵当権の設定契約が締結されたものとみなす。

(4) 第3項の規定によりみなされた抵当権について、その設定登記がなされたときは、権利者は、設定者に対して所有権を証明する証書を返還しなければならない。

〈コメント〉

本条は、登記未了の担保物権設定契約の取扱いを定める規定である。土地法では、登記未了の担保物権は効力が発生していないが、民法では、担保物権の設定については、登記は効力要件ではなく、対抗要件であるので、適用期日前に土地法に基づき設定契約が締結された担保物権についても、同様の扱いをするとともに、民法への移行を規定している。なお、民法では、質権も抵当権も、設定契約自体は、書面によることを要しないが（民法843条、839条。もっとも、質権は、要物契約である。818条）、土地法では、いずれも書面によることを要しているので、適用期日において、本条に基づき民法上の担保物権と認めるために、両者の法律上の要件を考慮している。

1項は、質権に関する規定であり、土地法207条では、質権は、公正証書(writing in authentic form)により設定契約が締結され、登記されることを要するが、登記未了のものでも、公正証書(writing in authentic form)により設定契約が締結され、かつ、目的物の引渡しが完了したもの（民法818条）については、適用期日から質権としての効力を生ずるものとした。

2項は、抵当権に関する規定であり、土地法201条では、抵当権は、公正証書(authentic formula)により設定契約が締結され、登記されることを要するが、登記未了のものでも、公正証書(authentic formula)により設定契約が締結されたものについては、適用期日から抵当権としての効力を生ずるものとした。

3項は、質(gage)に関する規定であり、土地法220条は、抵当権に関する同法土地法201条と同じ要件を規定しているため、抵当権と同一の要件としたが、なお、抵当権への変換が必要なので2項とは別項として規定した。

4項は、質(gage)が適用期日後に抵当権として登記された場合の証書の返還を規定した。

なお、「公正証書」と規定するだけでは、この法律に基づく公正証書の誤解を与え、第11条1項の適用の可能性があるので、これを排除するため、土地法の規定に基づくものであることを明らかにした。

第57条（不動産質の存続期間）

適用期日前に設定された不動産質でその残存期間が適用期日において5年を超えるものについては、その存続期間は、適用期日から5年とする。

〈コメント〉

不動産質の存続期間については、土地法209条2項では10年間と定めているのに、民法838条1項では5年間と定めており、移行に当たって、両者の調整が必要である。本条はこのための規定である。

第58条（包括根保証の確定）

適用期日前に、主たる債務の発生の基礎となる継続的法律関係が特定されないものとして根保証契約が締結されている場合においては、その根保証契約の被担保債権の元本は、適用期日において確定する。

〈コメント〉

適用期日前に包括根保証契約が締結されている場合、第5条1項の規定の趣旨からすれば、適用期日後は、民法の規定が適用されることとなる。しかし、民法902条1項では包括根保証は無効とされているので、そのような包括根保証契約の効力が問題となる。本条は、適用期日前に締結された包括根保証契約については、その被担保債権の元本が適用期日において確定するものとして、適用期日までに生じた被担保債務のみを担保することとして、その調整を図った。

第59条（配偶者の失踪）

適用期日前に1989年7月26日付けディクリー第56KR号により公布された婚姻及び家族に関する法律（以下、この法律において「婚姻家族法」という。）第10条の規定に基づき配偶者の失踪宣告が申し立てられているときは、その失踪宣告については、なお従前の例による。

〈コメント〉

婚姻家族法第10条は、再婚を目的とする配偶者の失踪宣告を定めており、1年の失踪期間で宣告ができるものとしている。他方、民法では、41条以下の一般の失踪宣告しか定めておらず、しかも原則として5年の失踪期間を必要としている。そこで、両者の調整が必要であるが、適用期日前に婚姻家族法第10条の規定に基づき配偶者の失踪宣告が申し立てられているときは、その失踪宣告については、同条の規定を適用するものとした。これは、婚姻家族法第10条の規定に基づく失踪宣告は訴訟手続で審理がなされるどころ、民法上の失踪宣告は民事非訴訟事件手続法によることとなり、手続構造が異なるので、適用期日前に申立てがあった婚姻家族法第10条の規定に基づく失踪宣告に新法を適用することが相当でないからである。このような失踪宣告の申立てがされている場合、本条によれば、「なお従前の例による」とされるから、この申立ての基づき適用期日後になされる失踪宣告の手続及びその効果は、いずれも従前の例による。

なお、適用期日に婚姻家族法10条の要件を満たしている場合であっても、手続の申立がないときは、適用期日以降は、民法41条以下を適用することとなるが、申立てをしていない配偶者のために特別の要件を設けて保護することまで必要はない。また、婚姻家族法10条の規定に基づく失踪宣告の効力については、同条を素直に読めば、存続する配偶者が再婚することに止まるが、相続まで行っていたことがあるようである。適用期日後は、相続を認めることに無理があると考えられるが、適用期日前に相続まで行ったものについては、第5条の既得権等で事態を收拾するのが相当であるので、特別の手当てはされていない。すなわち、失踪者が

帰還したときは、第5条3項に基づき、民法44条を衡平(equity)として適用して、財産の回復を図ることが考えられる。なお、相続回復請求の時効は、真正の相続人による請求に関して適用されるのであり、被相続人とされた者の請求には適用されない。

第60条（婚姻公告の経過措置）

婚姻家族法第11条から第13条までの規定に基づきなされた公告は、民法第955条（婚姻の届出・登録）に規定する公告とみなす。

〈コメント〉

本条は、婚姻家族法に基づく婚姻公告がされていたところ、身分登録の前に適用期日が到来した場合の経過措置のための規定である。適用期日後は、婚姻は民法に基づいてしかすることができないが、根拠条文の異なる婚姻公告を有効にすることが相当なので、本条を設けた。

なお、民法955条では、婚姻公告に関する具体的な手続を身分登録令に委ねているが、2000年に公布された身分登録に関するサブデクリー第103 ANK.BK号においては、婚姻家族法に定める手続と同様の手続が定められている。

第61条（婚姻に対する異議申立てについての経過措置）

第60条（婚姻公告の経過措置）の場合における婚姻に対する異議については、なお従前の例による。

〈コメント〉

婚姻家族法15条から20条までは、婚姻公告があった後の異議申し立てに関する規定である。民法では、この異議の申立てに関しては規定しておらず、955条で身分登録令に委ねている。そこで、本条は、身分登録令の経過措置で規定すべきかもしれないが、第60条で婚姻公告の経過措置を規定しているので、異議に関する経過措置についても次の条文として規定した。本条で「なお、従前の例による。」と定めているのは、この法律第78条で廃止される婚姻家族法の異議申し立てに関する条文を適用するためであり、「なお、従前の例による。」という規定が根拠となって、婚姻家族法の異議申し立てに関する規定及びこれに関する下位の政令等が適用されることとなる。

なお、第60条で婚姻家族法に基づく公告を民法に定める公告とみなしながら、異議手続を婚姻家族法に委ねることに違和感を否定することができない。しかし、民法は婚姻家族法で規定していた婚姻公告に関する具体的な手続を身分登録令に委ねたところ、婚姻家族法に基づき開始した婚姻公告に関しては、異議手続も同法に委ねるのが相当なので、本条を設けている。

第62条（婚姻取消し等の経過措置）

(1) 適用期日前にした婚姻が婚姻家族法第21条から第26条までの規定によって無効を宣

言することができる場合であっても、民法第959条（婚姻の取消）から同法第963条（詐欺・強迫による婚姻の取消）までの規定によれば取り消すことができないときは、その婚姻は、無効を宣言することができない。

（2）適用期日前にした婚姻についても、民法第948条（婚姻適齢）から同法第954条（一般後見人の婚姻）までに定める事由があるときは、同法第959条（婚姻の取消）から同法第963条（詐欺・強迫による婚姻の取消）までの規定に基づき取り消すことができる。この場合において、当事者が適用期日前に強迫を免れ、適用期日において強迫を免れてから6月の期間が経過していない婚姻については、同条第2項の規定にかかわらず、当事者が強迫を免れてから6月を経過するまでは、強迫を理由として婚姻を取り消すことができる。

（3）民法第960条（不適法婚等の取消）に定める者以外の利害関係人が適用期日前に婚姻家族法第26条の規定に基づき婚姻無効の宣言を申し立てているときは、その利害関係人は、適用期日後も当該訴えの原告適格を有する。

〈コメント〉

本条は、婚姻家族法と民法とでは婚姻の取消等に関する要件が異なるので、これを調整するための規定である。婚姻家族法は、きちがいや精神異常の場合（同法21条）、婚姻適齢より若年者の婚姻の場合（同法22条）、強迫による場合（同法23条）、重婚の場合（同法24条）、近親婚の場合（同法25条）はいずれも無効としている。そして、21条及び22条の場合は追認可能ということができ、23条ないし25条の場合には、絶対無効のものもあると解されているが、同法26条によれば、いずれも、無効宣言の申立て(annulment complaints)を経て無効宣言を受ける必要がある。これは、民法958条1号の場合も、婚姻は無効としながら、新たな婚姻をする前提として、婚姻無効を訴える必要があるのと同様の趣旨であろう。なお、婚姻家族法24条2項の解釈上も、無効の宣言があるまでは婚姻があるものとして取り扱うものと考えられる。

他方、民法では、配偶者が婚姻家族法21条にいうきちがいや精神異常等の場合であっても、婚姻は無効とされていないので、民法が適用されるようになれば、婚姻は継続的な関係であることから、そのことのみを理由に無効宣言をすることができなくなる。もっとも、精神異常等により婚姻をする意思を欠くときは、民法の下でも無効であるが（民法958条1号）、それ以外は、婚姻状態を解消するためには離婚しかなくなる。なお、婚姻家族法の解釈として、絶対無効とされる場合は、民法が適用されても、絶対無効のままと考えられないことはない。しかし、この場合でも、無効宣言の申立て(annulment complaints)を経て無効宣言を受ける必要があるので、一応、婚姻状態があるものとして、適用期日を迎えると解釈することとなる。なお、婚姻登録がされていない場合は、婚姻家族法下においても、民法下においても、不成立無効と考えられ、新たな婚姻のためには、無効宣言の申立ては必要ないと解されよう。

1項は、包括的な規定である。婚姻家族法上無効宣言をし得るものでも、適用期日以降は、民法の規定にしたがってのみ取り消すことができるとしている。これは、婚姻制度という公の秩序に関するものは、既存の婚姻関係についてもなるべく新法である民法を適用するのが相当であるからである。なお、本条により、適用期日前に訴訟が係属していた場合にも民法を適用することとなる。たとえば、精神異常は婚姻家族法上、婚姻無効の原因であるが、民法では、その結果婚姻する意思がないものと認められない限り、無効宣言し得なくなる。

2項は、婚姻の瑕疵について、強行規定（公序）に関するものとして、民法の遡及適用を規定した。第5条1項では、適用期日前になされた契約の締結時の瑕疵については民法が適用されないが、本条は、その例外をなすものである。同項ただし書は、婚姻家族法23条2項が、強迫による取消期間を the day she or he has been forced（強迫を免れたとき）から6月以内と定めており、民法963条2項に定める3月よりも長いので、救済規定を置いたものである。なお、本条2項では、詐欺取消しについての期間に関する救済規定を設けていないが、これは、詐欺を知らながら永年婚姻を継続しているものにつき、横やりを入れるのは適当ではなく、法的安定性を確保したためである。

3項は、婚姻家族法26条では、広く利害関係人が訴えを提起し得るとするが、民法960条では原告適格を制限している。そこで、同条に規定された者以外の者が適用期日前に訴えを提起していた場合における原告適格についての経過措置が必要となり、本条3項でこれを定めた。

第63条（離婚原因についての経過措置）

（1）適用期日前に生じた事実が民法第978条（離婚原因）に定める離婚の原因となるときは、夫婦の一方は、離婚の訴えを提起することができる。

（2）適用期日前に提起された離婚訴訟については、婚姻家族法第39条に定める離婚原因があるときも、離婚することができる。この場合においては、民法第978条（離婚原因）第2項及び第3項の規定を準用する。

〈コメント〉

離婚原因が婚姻家族法と民法との間でやや異なるので（例、配偶者又はその尊属への侮蔑、インポテンツ等は、前者では離婚原因であるが、後者では当該事案で978条1項5号にいう「婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき」に該当するかにかかっている。また、両者ともに離婚原因を限定列挙しているが、民法では5号のような何でも読める抽象的な規定がある）、両者の調整が必要である。本条は、このための規定である。

1項は、離婚原因の遡及適用を規定した。日本の民法施行法70条は同趣旨の規定である。これは、適用期日後に離婚することから、民法の離婚原因を斟酌するのが相当であることを理由とする。

2項では、適用期日前に提起された離婚訴訟については、いずれかの離婚原因があれば離婚し得るものとした。離婚原因があれば、配偶者は離婚訴訟を提起し得る地位を得るものと考えられるが、このような既得権については、適用期日前に離婚訴訟提起という行動をしている場合にのみ保護することとした。もっとも、この場合でも、適用期日後に離婚の裁判をするのであるから、民法978条2項、3項の裁量棄却の制度を適用するのが相当なので、これを準用するものとした。

第64条（離婚手続に関する経過措置）

（1）適用期日前に婚姻家族法第42条の規定に基づきコミュニケーション又はサンカットカウンシルに対してなされた離婚の申立て及びコミュニケーション又はサンカットカウンシルがした訴状の裁判所への回付は、民法第982条（離婚の訴え）第2項の規定に基づきなされたものとみなす。

（2）適用期日前に訴えを受理した裁判所が婚姻家族法第44条の規定に基づき行った保全処分は、民法第983条（保全処分）の規定に基づきなされたものとみなす。

（3）妻が適用期日前に子を出産し、又は適用期日において子を懐胎しているときは、夫は、子の出生後1年間離婚を請求することができない。妻が適用期日後300日以内に子を出産したときは、妻は適用期日において子を懐胎していたものと推定する。

〈コメント〉

婚姻家族法41条から68条までは人事訴訟に関する規定であるが、本条では、このうち、民法に規定されている部分の経過措置を規定した。

婚姻家族法、民法ともに、配偶者が裁判所以外にコミュニケーション又はサンカットカウンシルに対して離婚の申立てをすることができるものと定めているが、本条は、訴え提起や離婚の申立てについての調整規定である。

1項は、適用期日前にコミュニケーション等に対してなされた離婚の申立てやコミュニケーションがした訴状の裁判所への回付については、適用期日後は根拠条文が異なるので、みなし規定を置いて、連続性を持たせた。

2項は、保全処分に関するものである。クメール語では婚姻家族法44条の規定に基づき行った「保全処分」と民法983条に定める「保全処分」とでは、根拠条文が異なる上に、内容も異なることが考えられるので、本条でみなし規定を設け、適用期日後も、婚姻家族法44条の規定に基づき行った「保全処分」の効力を実質的に確保した。

3項は、離婚請求の制限に関する調整を定めている。婚姻家族法68条は妻の妊娠中は出生後1年間は夫から離婚請求できないことを規定しており、これは、離婚の要件を定めた実体規定と考えることができる。しかしながら、民法ではこの種の規定がなく、事案に応じて978条2項の規定を適用するとの解釈となるが、適用期日において妻が子を懐胎しているときは、一律に婚姻家族法68条と同様の規制をするのが適当と考えられるので、3項を規定した。なお、妻がいつ子を懐胎したかは、外見からは不明なので、推定規定も設けた。

第65条（父子関係の推定等）

（1）適用期日前に生まれた子についての父子関係の推定及び母の夫等からする父子関係の否認は、なお従前の例による。

（2）第1項の規定にかかわらず、適用期日前に生まれた子は、父性推定を受ける者を相手に、民法第991条（子からの父子関係否認の訴え）の規定に基づき、父子関係を否認する訴えを提起することができる。ただし、この場合における父性推定に関しては、なお従前の例による。

（3）第1項の規定にかかわらず、適用期日後に父子関係の否認の訴えを提起できる者の適格については、民法の定めるところによる。ただし、夫の親族が適用期日前に婚姻家族法第87

条の規定に基づき夫のために父子関係の否認の訴えを提起しているときは、その親族は、適用期日後においても、夫のために訴えを維持することができる。

〈コメント〉

婚姻家族法82条から89条までの規定と民法988条から992条までの規定では、父子関係の推定や嫡出否認訴訟の要件等につき、少し異なるので、本条により、その調整を行っている。

両者を比較すると、次のとおりとなる。

①父子推定 婚姻家族法では、婚姻後180日以上、離婚後300日までを原則としつつ、婚姻後180日未満でも、夫が妻の婚姻前の妊娠を知り、又は認知したときは、夫の子と、前婚・後婚が重複する場合において、前夫から異議のないときは、後婚の子と推定している。他方、民法では、婚姻日から180日後、離婚後300日までとし、なお、前婚・後婚が重複するときは、後婚の子と推定する。

②嫡出否認期間 婚姻家族法では、子の出生を知ってから2月以内であるが、民法では、同6月以内とし、また、一般被後見人のときは宣告取消しの日から6月以内とする。

③推定期間内に生まれた子の否認方法 婚姻家族法では、夫が性交渉不能の事実（別居又はインポテンツ等の身体的欠陥）の証明を要するが、民法では、特にこれに関する定めはない。

④原告適格 婚姻家族法では、夫、夫が失踪、精神異常により訴え提起できないときはその親族と定めるが、民法では、特にこれに関する定めはない。

⑤子からの否認 婚姻家族法では、規定を欠くが、民法では、成年に達してから6月までは可能とする。

1項は、適用期日前に生まれた子に関する父子の推定等は、原則として婚姻家族法によるとしている。これは、父子の推定等については、子の出生当時の法律によるのが相当であるからである。適用期日後に出生した子については民法を適用することを裏から規定しており、この規定は、父子推定は、母の懐胎時期から始まるはずであるのに、一部民法を遡及適用する点に意味がある。なお、「懐胎時」を基準として新・旧の法律を使い分けることは、論理的かもしれないが、懐胎の時期が不明のため、出生時を基準とした。

1項の結果、適用期日前に生まれた子については、適用期日前に提起された訴訟が適用期日後においても係属する場合はもちろん、適用期日後に訴えが提起された場合も、判決に当たっては、婚姻家族法82条から89条までの規定が適用されることとなる。同法85条では、夫からする父子関係の否認について子の出生を知った後2月以内に提起すべきものとされており、その期間が経過している場合には、夫は、否認の訴えを提起することができないので、父子関係は確定する。

2項は、婚姻家族法には、子からする父子関係を否認する訴えが存在しないため、これを遡及適用するために定められている。子の側からする父子関係の否認は、子が真の父親との間に法律上の親子関係を築くためにも必要なもので、適用期日前に生まれた子についても適用することとした。

2項のただし書は、同項が子の側からする父子関係の否認を認めるためのものであるが、この場合においても、上記のとおり、父子の推定等については、子の出生当時の法律によるのが相当であるから、この点を明確にするための規定である。このただし書がなければ、父が否認

する場合と子が否認する場合とでは、推定規定が異なり、不都合である。

3項は、父子関係の否認の訴えを提起することができる者に関する経過措置である。1項で述べたとおり、法律上の父子関係がどのような場合に生ずるかに関する実体関係は子の出生当時の法律によるのが相当であるとしても、誰が否認の訴えを提起し得るかは、これとは別問題であり、民法の趣旨を生かすことが相当である。婚姻家族法87条は、民法990条、991条に比して広がりすぎであるので制限を加えたこととなる。民法に定める者の訴えの提起期間は婚姻家族法による。ところで、婚姻家族法87条では、夫が精神異常のとき等は、その親族が原告適格を有するので、ただし書は、新法適用後もその訴えを維持できるための経過規定である。婚姻家族法87条にいう on behalf of が訴訟担当を決めたのか法定代理を決めたのか必ずしも明らかではないが、いずれでも読めるように規定されている。

第66条（強制認知）

（1）適用期日において成年に達してから2年以上を経過している者が適用期日前1年以内に初めて父を知った場合には、婚姻家族法第97条第1項の規定にかかわらず、適用期日から1年間は、民法の規定に基づき認知の訴えを提起することができる。この場合においては、同法第1001条（認知の訴え）第3項の規定を適用しない。

（2）適用期日において成年に達してから2年を経過していない者が適用期日において父を知っている場合には、その者は、民法第1001条（認知の訴え）第3項及び4項の規定の規定にかかわらず、適用期日から1年間は、民法の規定に基づき認知の訴えを提起することができる。

〈コメント〉

強制認知については、「認知」が第5条にいう「事項」に該当するから、適用期日以降の認知はすべて民法の定めるところによることとなる。しかしながら、婚姻家族法95条から102条までと、民法1001条とでは、要件等につき、少し異なるので、婚姻家族法の下では強制認知が可能であったのに、民法を適用すれば期間が経過するような場合の救済規定を本条で定めることとした。

両者を比較すると、次のとおりとなる。

①提訴期間 婚姻家族法では、子の成人後2年以内であるが、民法では、父を知ってから1年以内（子が未成年等の場合は、成人後や一般後見解除後1年以内）であり、さらに、子の死亡後も一定期間可能とする。

②未成年のときの請求権行使者 婚姻家族法では、母に対する認知請求は後見人、父に対する認知請求は母又は後見人であるが、民法では、法定代理人とする。この点は、実質的に異なる。

③死後認知 婚姻家族法では、規定を欠くが、民法では、父死亡の日から1年以内と定める。

1項は、適用期日において成年に達してから2年を経過している者のための経過規定である。婚姻家族法では成年に達してから2年間を経過すると訴えを提起することができなくなるが、上記のとおり適用期日後はすべて民法が適用されるので、子が適用期日には成年に達してから2年を経過しても、民法上は父を知ってから1年間は認知請求できることとなる。しかしながら、

適用期日において成年に達してから2年以上を経過している者が適用期日前1年以内に初めて父を知った場合には、民法の定める1年の期間が早期に到来してしまうので、この場合は、始期を適用期日とし同日から1年間は、民法の規定に基づき認知の訴えを提起することができることとして、保護を図ったものである。なお、適用期日において成年に達してから2年以上を経過している者が、適用期日の時点で父を知ってから既に1年以上経過している場合は、民法によっても婚姻家族法によっても認知請求できないので、保護の対象としていない。

ところで、このように子が適用期日より2年以上前に成年に達していた場合は、父は認知請求されなかったはずだが、この場合における「認知されない」旨の父の既得権は保護する必要はないものと考えられる。なお、適用期日後は、民法が全面適用されるから、本条1項中の「婚姻家族法第97条第1項の規定にかかわらず」の文言は、論理的に不要であるが、わかりやすさのために規定した。「この場合においては、同法第1001条（認知の訴え）第3項の規定を適用しない」の文言も、わかりやすさのために規定している。

2項は、適用期日において成年に達してから2年を経過していない者についての保護規定である。このような者は、婚姻家族法では、父を知っているかどうかを問わず成年に達して2年間までが訴え提起し得たから、このような者が父を知っていたとしても、民法に定める「父を知ってから1年間」の制限を緩和する必要がある。同項では、適用期日から1年間は、民法の規定に基づき認知の訴えを提起することができるものとしたのである。

なお、上記以外の経過措置を設けていないので、仮に適用期日前から認知請求があっても、適用期日後は、民法が適用されることとなる。婚姻家族法は間接事実や証拠等で制限的に規定しているが、民法は制限を一切設けていないので、より認知がしやすくなる。この場合の、そのような間接事実や証拠等がなければ「認知されない」旨の親の既得権は保護する必要はない。favor paternitatis である。

認知に関連して、任意認知については、経過規定を設けていないので、第5条1項本文と2項が適用され、婚姻家族法による認知は適用期日後も認知としての効力がある。成年に対する認知について、婚姻家族法93条は、父から無条件に認知が可能としているが、これについての経過措置を設けない。したがって、適用期日後は、成年に達した子を認知するためには、本人の承諾を要することとなる。

また、婚姻家族法102条、103条では認知後の子の氏について規定があるが、民法では子の氏に関する規定を欠くため、このための経過措置を設けていない。

※さらに、婚姻家族法106条、107条は、人事訴訟の問題であり、民法に経過措置を規定していない。

第67条（適用期日前になされた養子縁組）

適用期日前に婚姻家族法第113条の規定に基づき認可された養子契約による縁組については、適用期日後は、完全養子縁組に関する民法の規定を適用する。ただし、適用期日前に生じた事項を害するものではない。

〈コメント〉

民法では、完全養子と単純養子の2種類を定めているが、婚姻家族法には、1種類の養子縁

組しか規定しておらず、かつ、実親子関係が断絶するかどうかの規定を欠く。しかし、婚姻家族法上の要件が民法の完全養子縁組に近く、完全養子縁組であると評価し得るので、本条は、適用期日前になされた養子縁組については完全養子縁組に関する規定を適用するものとしている。ただし書は、実親子関係の断絶がないものとして実親から相続を受けていた場合等は、無効とならないための経過措置である。

第68条（養子縁組の申立てに関する経過措置）

婚姻家族法第113条の規定に基づく養子契約による縁組のコミュニケーション又はサンカットカウンシルに対する認可申請中に適用期日が到達した場合は、コミュニケーション又はサンカットカウンシルは、裁判所に当該事件を回付しなければならない。この場合において、コミュニケーション又はサンカットカウンシルは、意見を付することができ、裁判所は、その意見を考慮しなければならない。

〈コメント〉

婚姻家族法113条によれば、縁組は、養子契約を行い、コミュニケーションカウンシルが認可することにより成立するが、民法1007条、1020条では、裁判所の決定を要する。そこで、本条では、適用期日以降はコミュニケーションカウンシルが縁組を認可し得なくなるので、その場合の手続を定めた。本条後段は、民法の適用がなければコミュニケーションカウンシルが縁組を認可していたはずであり、このため事実調査もしていることが考えられるので、同カウンシルは、意見を付することができ、裁判所は、その意見を考慮しなければならないものとして、同カウンシルの活動の結果も活用するために規定されている。

第69条（離婚後の親権）

適用期日前に婚姻家族法第72条の規定に基づき子を監護すべきものとされた親は、民法第1037条（離婚の際の親権者の決定）の規定により親権者と定められたものとみなす。

〈コメント〉

婚姻家族法72条、73条等は、親権 (parental power) と監護 (custody) とを区別しているため、本条において、念のため、みなし規定を設けた。

第70条（親権剥奪等の申立に関する経過措置）

(1) 裁判所は、適用期日前に生じた事実により親権又は財産管理の権限の停止又は剥奪を宣告することができる。

(2) 適用期日前に婚姻家族法第120条の規定に基づき親権剥奪の申立てをした者は、民法第1048条（親権者としての権限の停止または剥奪の宣告）の規定にかかわらず、申立人としての適格を有する。

〈コメント〉

本条は、親権剥奪等の申立に関する経過措置を定める規定である。親権剥奪等については、適用期日後は、基本的に民法の規定を全面的に適用するのが相当であるので、本条の規定を定めた。

1項は、日本の民法施行法73条の規定と同趣旨の規定であり、親権剥奪等の原因については、民法を一部遡及適用している。離婚原因に関する第63条の規定と軌を一にする。なお、適用期日前に裁判所がした親権の剥奪（withhold）は、民法1048条にいう「親権の剥奪」に当たるものと解される。

2項は、原告適格の経過措置に関する規定である。第65条3項の規定と軌を一にする。

第71条（相続に関する規定の適用）

相続に関する規定は、適用期日以降に開始した相続に限り、これを適用する。この場合においては、適用期日前に生じた事項についても、相続に関する規定を適用する。

〈コメント〉

相続については、被相続人が適用期日以降に死亡した場合に限り、民法を適用することとしている。この場合においては、その相続に関しては全面的に民法の規定を適用し（一部遡及となる）、例えば、適用期日前に生じた事項（例、相続欠格事由、特別受益、寄与分等）についても当然適用させるため、第2文の規定を設けた。第5条1項の政策とは、少し異なっている。

なお、相続法関係では、旧民法は実効的支配を失っているため、同法との関係での経過規定を設けていない。また、土地法との抵触もない。

問題は、遺言であるが、遺言の方式に関する特則を設けていない。このため、適用期日前に作成された遺言で、その当時、方式上有効であると解されているものであっても、遺言者が適用期日後に死亡した場合は、民法の規定が全面適用される。しかし、現在、旧民法の規定も考慮して、手書きによる書面で、遺言者の意思が明らかであり、かつ、作成時に遺言能力のあったものは有効なものとして取り扱われているところ、これは、民法の定める自筆証書遺言の規定と実質的に異ならないので、経過規定を設けなかった。

第6章 担保取引

<コメント>

1 民法と担保取引法の調整に関する基本的な考え方

(1) 民法の適用期日より前に担保取引法によりなされた取引の効力は、民法の適用期日以後も存続する。

(2) 民法の適用期日後にも担保取引法による取引をそのまま認める(担保取引法については、そのまま、維持する趣旨である)。

(3) 民法の適用期日以後に担保取引法によりなされた取引と民法の規定との間に齟齬がある場合は、本章の規定により調整する。

第72条(本章の趣旨)

(1) この章は、民法に定める動産担保等の取引と2007年5月22日付け勅令第NS/RKM/0507/012号により公布された担保取引法(以下、この法律において「担保取引法」という。)に定める取引との調整を図ることを目的とする。

(2) この章の規定は、担保取引法第1条第2項にいう他の法律を構成する。

<コメント>

第1項は、この章の規定が民法と担保取引法との調整を図ることを目的とする趣旨を明らかにしたものである。すなわち、一方で、民法は、私法の一般法であるというその性質上、担保権の設定、債権譲渡などあらゆる私法上の行為を対象としており、他方で、担保取引法は、その適用される取引の範囲を、第2条1項に規定しているために、担保取引法第2条1項によって、同法が適用される取引については、民法も適用されることになるので、その調整が必要になるのである。しかし、英米法的な法概念によって構成される担保取引法の規定と大陸法的な法概念によって構成される民法の規定との対応関係を明確にすることは極めて困難である。ただ、この章の規定が適用の対象として想定しているのは、主として、動産の担保に関して、担保取引法に民法と異なる規定が置かれている場合であるので、ここでは、「民法に定める動産担保等の取引」というやや不明確な表現をとっている。担保取引法が適用対象としている行為は、動産の担保に限らないので、やむを得ず、このような表現をとっているが、この章においては、担保取引法第2条の規定に基づき、同法の規定が適用され得る取引を意味するものとして、「取引」ということばを用いている。したがって、「民法上の取引」というのは、担保取引法の適用範囲とされる取引であって、民法の規定に従ってなされているものを意味する。たとえば、民法の規定に従って、動産に質権が設定される場合、あるいは、担保の目的で債権譲渡が行われる場合がその例である。

第2項は、この章の規定が、担保取引法第1条2項によって排除されるものではないことを定めるものである。この章の規定の趣旨からすれば、そのことは当然のこととも考えられるが、念のために、明文でそのことを明らかにしたものである。

第73条（民法の適用期日より前になされた担保取引の効力）

適用期日より前に担保取引法の規定によりなされた取引は、適用期日以後においても、その効力を有する。

<コメント>

原則として、適用期日より前に担保取引法の規定によりなされた取引は、適用期日以後においても、担保取引法で認められたその効力が存続することを定める。

第74条（民法の取引への転換）

（1）第73条（民法の適用期日より前になされた担保取引の効力）の取引が民法の定める要件を満たしている場合において、適用期日から6か月以内に、当事者が民法の規定による取引に転換する旨の意思表示をしたときは、適用期日に民法の規定による取引をしたものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない。

（2）前項の場合において、転換された取引の当事者は担保取引法による取引の効力を主張することができない。

<コメント>

本条1項は、民法の適用期日後に、民法上の取引として効力を存続させるという選択肢も設ける趣旨である。その場合に、当事者の意思表示を要件とする。担保取引法は、多様な取引を対象としているので、「当事者の意思表示」という曖昧な表現にとどめているが、通常は、担保権設定契約の当事者すなわち、担保権者（債権者）と担保権設定者の合意ということになる。なお、ファイリングの抹消を要件とすることも考えられる。

この場合に、民法上の取引として認められるのは、適用期日である。但し書は、民法上の取引としての効力が生ずるのは、意思表示がなされた時点ではなく、適用期日であるので（遡及する）、その間に生じた第三者の権利を保護する趣旨である。

また、民法上の取引に転換したときは、民法上の取引としての効力が認められるにとどまり、担保取引法による効力は認められない。

第75条（推定規定）

適用期日以後においてなされた取引について、その当事者間において、民法の規定によるものか担保取引法の規定によるものかが明らかでないときは、民法の規定によるものと推定する。

<コメント>

なされた取引が民法によるものか、担保取引法によるものかが明確でない場合の推定規定である。不明確な場合には、民法上の取引と推定しているのは、担保取引法上の取引であれば、ファイリング等の手続が行われるので、担保取引法上の取引であることが明確であると解される（したがって、本条の推定は及ばない）からである。

第76条（担保取引法の取引と民法の取引の優劣）

同一の目的物に関して、担保取引法の規定によりなされた取引と民法の規定によりなされた取引とが両立し得ないときは、第三者に対して、当該取引を対抗することのできる時点の先後によってその優劣を決定する。

<コメント>

本条は、民法上の取引と担保取引法上の取引（民法の適用期日の前後を問わない）との優劣を決定する規定である。それぞれの法律により、対抗要件を先に備えた方が優先する趣旨である。担保取引法は多様な取引を対象としており、「対抗要件」というように単純な整理ができないのではないかと考え、上記のような表現をとっている。たとえば、担保取引法上の質権と民法上の質権とが競合する場合には、前者のファイリングと後者の占有との先後によって優劣を決するということになる。

なお、本条が対象としているのは、民法上の取引と担保取引上の取引が両立し得ない場合に限られる。たとえば、担保取引法上の取引の目的物を取得した第三者が担保取引法14条1項、2項によって保護される場合のように、担保取引法によって調整が図られている場合には、2つの取引が両立し得ない場合に当たらない（したがって、本条は適用されない）。

また、本条は、2つの取引の優劣を決定する基準であって、それによって劣後する契約が当該契約の当事者間で無効になることを意味するものでないことは当然である。

ここで、「目的物」というのは、主として動産あるいは債権を意味するものとして用いている。

第77条（善意者の保護）

前条の規定は、民法193条（動産所有権の善意取得）および194条（盗品、遺失物の譲渡）の適用を妨げない。

<コメント>

本条は、担保取引法上の取引の目的物について、民法193条に定める善意取得の可能性があることを明文で定めたものである。前条は、主として、債権を二重に譲渡した場合、動産を二重に担保に供した場合を想定し、その優劣を原則として、対抗要件の具備の先後によって決定することを定めるものである。これに対して、本条は、無権利者からの譲受人の保護を図るものである。

<後注>

(1) なお、ファイリングシステムが必ずしも完全な公示機能を果たし得ないということを配慮すると、担保取引法の規定による取引の存在することを知らずに、民法上の取引をした第三

者を例外的に保護することが必要な場合があるかも知れない。たとえば、同一の動産を対象とする担保取引法上の行為と民法上の行為とが競合する場合において、後になされた取引の時点では前になされた取引が対抗要件を具備していなかったが、その後、後になされた取引よりも前に対抗要件を具備したようなときには、後になされた取引は無権利者からの取得とはいえ、第77条が適用されないと解される。このような場合において、後から登場した善意の第三者をどのように保護するかという問題は、解釈論に委ねられているといわざるをえない。第76条の解釈論として、対抗要件のレベルで善意者を保護するのか、あるいは第77条の解釈論として、善意取得として保護するのかという問題である。もちろん、このような第三者は保護されないとする解釈も十分に成り立つと考えられる。

(2) このほか、個別的な問題として、物上代位、抵当債権の担保、現金の担保、債権譲渡など、個別的な問題について、民法と担保取引法との矛盾点があるが、これらの点についても、この章の規定によって解決されるものと考えられる。

たとえば、担保物に代わる保険金に物上代位として、担保の効力が及ぶ点については、当初の担保についての対抗要件を具備した時点で物上代位の効力を第三者に対抗できると考えられる。ただ、物上代位が認められるためには、保険金の差押え等が必要であるが、それは、担保権の対抗要件とは切り離して考えるべきである。このような問題は、民法上でも生ずる問題である。たとえば、複数の抵当権者が存在する抵当不動産の物上代位に関しては、仮にすべての抵当権者が保険金請求権上に物上代位権を行使したとすると、抵当権者相互間においては、保険金請求権の差押えの順序と関係なく、抵当権の順位で優劣が決定されると解すべきであろう。

第7章 現行法規の廃止及び改正

第78条（婚姻家族法の廃止）

1989年7月26日付けディクリー第56KR号により公布された婚姻及び家族に関する法律は、適用期日から効力を失う。ただし、同法第76条、第77条及び第79条から第81条までの規定は、適用期日後も別に法律に定める時までには、なおその効力を有する。

〈コメント〉

民法が適用されると婚姻家族法の多くの規定は不要となるので、それらを廃止するための規定である。もっとも、婚姻家族法76条、77条及び79条から81条までの規定は、当分の間生かしておくのが適当であるので、これらを残した。

すなわち、76条及び77条の規定は、離婚後扶養に関する規定であるが、民法は、離婚後の子の監護に要する費用については、1040条1項、2項及び4項に基づき、夫婦で取り決めたり、裁判所が決定することとなっているが、離婚後の元配偶者に対する関係では扶養に関する規定を設けていない。これは、夫婦は、離婚により、子に関する関係を除き法的な関係を持たなくなることを理由とし、離婚後も扶養を要する配偶者が離婚により過酷な状況となるときは、離婚を認めず（民978条2項）、また、そのような配偶者が離婚を求める場合は、他方配偶者に不貞や暴力等婚姻破綻の原因がある場合が通常であって、離婚慰謝料（不法行為による損害賠償請求）により、実質的に離婚後扶養に要する費用も賄うことができると考えられるからである。しかし、婚姻家族法には離婚後扶養に関する規定があり、この制度を直ちに廃止した場合、混乱が生ずるおそれがあるので、適用期日後も当分の間、効力を有するものとしておいた。なお、婚姻家族法78条は、当分の間生かしておくべき条文ではない（むしろ、過料として国に支払うべき金銭は扶養料に振り向けるのが相当）と考えられるから、存続すべき条文に含めていない。

次に、婚姻家族法79条から81条までの規定は、国際私法に関する規定であり、国際私法ができるまで、これらの規定を適用するため、効力を有するものとしておいた。

第79条（契約及び契約外責任に関する政令の廃止）

1988年10月28日付けの契約及び契約外責任に関する政令一法第38KRCH号は、適用期日から効力を失う。ただし、同令第83条から第88条までの規定は、適用期日後も別に法律に定める時までには、なおその効力を有する。

〈コメント〉

政令38号は、原則として民法にすべて代わられるのが適当である。商事法の分野についても、商法等の民法の特則を定める特別法が制定されない限り、民法が適用されることとなる。もっとも、政令38号の83条から88条までの規定は、運送契約に関するものであり、民法に規定を欠くので、効力を維持させるのが適当である。そこで、ただし書を設けた。

第80条（2001年土地法の一部改正）

2001年8月30日付け勅令第NS/RKM/0801/14号により公布された土地法を次のように改める。

第6条第3項を削る。

第10条から第1項及び第3項を削る。

第6章の章名を「所有権の取得 (Acquisition of Ownership)」と改める。

第63条を削除する。

第64条ないし第68条を削除する。

第69条第1項を削る。

第6章中第2節を次のように改める。

「第2節 削除

第70条 削除」

第71条を削除する。

第75条及び第76条を削除する。

第78条を「民法第1300条の規定に基づき国家に帰属した土地は、普通財産 (private property) とする。」と改める。

第79条ないし第82条を削除する。

第84条を削除する。

第3編の編名を「土地規則 (Land Rules) 及び地役権」と改める。

第7章の章名を「土地規則 (Land Rules)」と改める。

第7章中第1節から第4節までを次のように改める。

「第1節から第4節まで 削除

第85条から第113条まで 削除」

第8章の章名を「地役権」と改める。

第117条及び第118条を削除する。

第8章中第1節及び第2節を次のように改める。

「第1節及び第2節 削除

第119条から第141条まで 削除」

第142条ないし第147条を削除する。

第149条ないし第167条を削除する。

第4編の編名を「区分所有 (Co-Ownership)」と改める。

第9章を次のように改める。

「第9章 削除

第168条から第174条まで 削除」

第11章を次のように改める。

「第11章 削除

第186条から第196条まで 削除」

第5編を次のように改める。

「第5編 削除

第197条 削除

第12章から第14章まで 削除

第198条から第225条まで 削除

第229条及び第238条中「質(gage)」を「用益権(usufruct)」に改める。

第244条第2項中「この法律第65条の規定により権限あるとされた者による売買，贈与，交換，相続の文書(documents of sale, gift, exchange, succession made by any person authorized by article 65 of this law)」を「権限当局により一定の方式で記載された文書(documents in the authentic form drawn up by the competent authority)」に改める。

第245条を次のように改める。

「不動産所有権を移転する契約は，その契約を登記簿に登録するためには，権限当局により一定の方式で記載された書面により作成しなければならない。(The contract for the transfer of ownership of immovable property shall be made in writing in the authentic form drawn up by the competent authority in order to the contract be registered with the Cadastral Registry Unit.)」

第246条を削除する。

第247条中「，及びそのような行為により受けた損害は民事救済により賠償される(and the damages caused by such acts shall be compensated by civil remedies)」を削る。

第253条中第2項を削る。

〈コメント〉

土地法中私法関係を削除するが，その中には公法規制の関係も含まれたり，所有権安堵のための占有やconcessionsの相続に関するもの等が含まれる。そこで，これらのみを残し，必要な編名を加える等した。

土地法6条3項（以下，本条の解説においては，土地法の条文は，法律名を省略し，条文番号のみを掲げる）は，所有権の移転や交換という私法規定であり，民法に委ねるのが相当であるから，削除した。

10条は，単独所有，共有等の所有権の種類を説明する規定である。このうち，1項は単独所有に関する規定，3項は民法上の共有に関する規定であり，土地法上，必要がないので，削除した。4項は，区分所有に関する規定であり，175条から185条を存続させるので，同項も残した。5項は，連絡規定であるから，存続させた。

第6章は，「所有権の取得方法」という章名であるが，同章から所有権の移転等のうち民事的な条文をすべて削除し，所有権の取得に関する行政法規に関する条文を存続させることとした。そこで，章名を「所有権の取得 (Acquisition of Ownership)」と改め，「方法」という民事的要素を削除した。

63条から225条までは，民事の実体法の規定が殆どを占め，民法の規定と重複するので，基本的に削除することとしているが，なお，その中で，存続させた条文は次のとおりである。

・69条2項は，不動産登記を申請する際に税金を納付しておくべき規定であり，公法規定であるから，存続させた。これを第6編登記に移動させようとしたが，適当な箇所が見つからなかったため，現在の位置に留めた。

・72条ないし74条及び77条の規定は，所有権安堵のための占有やconcessionsの相続に

関するものであり、民法に該当する条文がないので、存続させた。

- ・ 78条は相続人不存在の土地が国庫帰属した場合の国有財産の取扱いに関する規定であり、公法規定であるので、相続人不存在の土地が国庫帰属することの根拠条文を民法1300条と修正して存続させた。
 - ・ 83条は国有財産の譲与の規定なので存続させた。以上の存続させた条文は、所有権の取得に関わる規定であるから、「第6章 所有権の取得」の章内に存続させても問題はない。
 - ・ 114条ないし116条は、土地所有に関する公法規制なので、「第3編 土地規則(Land Rules)」との編名を付した上で存続させた。
 - ・ 148条は、境界紛争に関する公法規定なので存続させた。これも「第3編 土地規則(Land Rules)」の中にあって可笑しくはない。
 - ・ 175条ないし185条は、区分所有に関する規定であり、区分所有法制定まで存続させておくのが相当と考えて、編名を付した上で存続させた。
- 226条以下は、登記に関する規定であり、基本的に存続させたが、上記のとおり、実体法規定を削除したことに伴い、必要な条文の修正を次のとおり施した。
- ・ 229条及び第238条の修正は、質(gage)が無くなることによるものである。
 - ・ 244条2項は、65条を削除したことに伴う修正である。
 - ・ 245条については、1文は、相続以外（仮に、検認を受けた自筆証書遺言が土地法にいう private documents ならば、民法と矛盾する）は、問題がないが、限定列举とすると、民法と矛盾するので、削除し、その代わり、従前の244条、245条を総合し、登記に必要な書面を法定する規定を245条として新設した。
 - ・ 246条は、純粋な民法規定であるから、削除した。
 - ・ 247条の後半部分及び第253条第2項は損害賠償請求を規定しており、民法規定であり、民法749条を適用するのが相当であるから、削除した。

第81条（民法の一部改正）

2007年12月8日付け勅令第NS/RKM/1207/030号により公布された民法を次のように改める。

第121条（物の構成部分）中「又はその構成部分の性質を」を「又は物の性質を」に改める。

第138条（所有権の定義）中「法律の制限内で」を「法令の制限内で」に改める。

第185条（河川の水路変更による旧河床の所有権）第3文及び第4文中「州・市当局」を「首都・州当局」に改める。

第233条（瑕疵ある占有）第1項中「占有する権利」を「占有する権限」に改める。

第242条（占有権証明書²を有する不動産占有者の保護）第1項及び第3項中「不動産占有権証明書³」の次に「または土地占有使用権証明書」を加える。

第291条（地役権者の義務）第4項中「用益権者」を「地役権者」に改める。

² 日本語版の「占有証明書」、クメール語では「占有権証明書」となっており、不動産占有権証明書及び土地占有使用権証明書の両方を含む表現になっている。

第349条（状況の濫用）中「その経済的または社会的に優位な地位を利用し、その他相手方の抵抗しがたい状況を利用したときは、」を「その経済的または社会的に優位な地位を不当に利用し、その他相手方の抵抗しがたい状況を不当に利用したときは、」に改める。

第385条（債務の履行請求権）第1項中「裁判で」の前に「裁判外または」を加える。

第393条（不完全履行）中「債務不履行」を「不完全な履行」に改める。

第412条（目的物滅失の場合の解除権）第2項中「第1項の場合において、」を削る。

第420条（作為・不作為を内容とする双務契約における危険負担）第2文中「但し」を「この場合においては」に改める。

第428条（詐害行為取消の要件）第1項中「その債権」を「債権者」に改め、「債務者の行為によって利益を受けた者」の後に「またはこの者からの転得者」を加える。

第429条（被保全権利）第2文中「口頭弁論時」を「口頭弁論終結時」に改める。

第457条（供託）第2項第1文中「債権者が供託を受けることに同意せず、または供託を有効と宣告する判決が確定しないときは」を「債権者が供託に同意しない間、または供託を有効と宣告する判決が確定しない間は」に改める。

第505条（通知および承諾の効果）第1項第1文中「これを譲渡人に対抗することはできない。」を「これを譲受人に対抗することはできない。」に改める。

第528条（所有権の移転）第1項中「第133条（合意による物権変動）、第134条（物権変動の対抗要件）、第135条（合意による不動産所有権の移転における効力要件）、第160条（不動産所有権の取得）及び第187条（動産所有権の取得）の定める一般原則」を「第133条（合意による物権変動）から第135条（合意による不動産所有権の移転における効力要件）までに定める一般原則」に改める。

第534条（用益物権等がある場合の担保責任）第1項中「使用权、」の次に「居住権、」を加える。

第539条（瑕疵なき物の引渡義務）第2項第3号中「買主に対して」を「売主に対して」に改める。

第578条（消費貸借の定義）中「食料品、」の次に「粉」を加える。

第605条（賃借物の瑕疵に対する賃貸人の責任）第4項中「第1項に定める請求」を「第2項に定める請求」に改める。

第748条（法人の不法行為）中「理事（サマーチェックケナカマカーナヨッ）」を「理事（アピバール）」に改める。

第763条（損益相殺）及び第764条（過失相殺）中「損害額」を「損害賠償額」に改める。

第770条（担保物権の随伴性）第2項中「根質または」を削る。

第786条（葬式費用の先取特権）第2項及び第787条（日用品供給の先取特権）中「扶養（アハーラカイツ）」を「扶養（アハーカタパカイツ）」に改める。

第791条（賃借権の譲渡・転貸の場合における不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲）第2文中「譲受人または転借人」を「譲渡人または転貸人」に改める。

第861条（抵当権の順位譲渡または放棄および変更）第1項第1文中「他の債権者の

³ 日本語版の「占有証明書」は、クメール語では「不動産占有権証明書」となっている。

利益のために」を「他の抵当権者の利益のために」に改める。

第903条（保証の範囲）第1項中「ボンチュール」を「ボンチョウル」に改める。

第922条（連帯債務の成立）第3項中「他の債務者の同意なくして」を削る。

第932条（弁済した債務者の求償権）第1項第2文中「他の債務者の負担部分の割合によって」を「債務全額との比例割合によって」に改める。

第942条（離縁による親族関係の消滅）見出し及び本文中「または Leng Totuol Skoal」を削る。

第975条（債務に対する連帯責任）第2号中「夫または妻の双方」を「夫婦双方」に改める。

第976条（夫婦共有財産の処分）第3項中「不動産」を「家族の居住用の不動産」に改める

第1042条（子に関する重要な事項に関する協議義務）第2号中「県」を「首都・州」に改める。

第1076条（未成年後見監督人となることができない者）中「未成年被後見人の配偶者および四親等内の親族」を「未成年後見人の配偶者および四親等内の親族」に改める。

第1111条（一般後見監督人となることができない者）中「一般被後見人の配偶者および四親等内の親族」を「一般後見人の配偶者および四親等内の親族」に改める。

第1157条（代襲相続）第1項第1文中「相続の開始前に」を「相続の開始以前に」に改める。

第1261条（放棄の効力）中「相続の放棄をした者は」の次に「その相続に関しては、」を加える。

第1266条（遺産分割の協議）第2項中「権利の移転に必要なそれぞれの要式による書面によることを要する」を「書面等それぞれの権利の移転に必要な要式によることを要する」に改める。

第82条（旧民法の取扱い）

1920年2月25日に王により認可・公布され、1975年4月17日までの間に改正された民法は、その効力を有しない。

〈コメント〉

旧民法については、現在、実質的に効力を失っているが、この法律で「廃止する」と規定した場合、それまで効力を有していたように読む可能性があるため、「その効力を有しない」と宣言的な規定とした。この書き方は、日本国憲法98条2項に倣ったものである。

第83条（その他の法令の効力）

第78条（婚姻家族法の廃止）から第82条（旧民法の取扱い）までに示された法令以外の法令で、この法律の適用の際に現に効力を有するもののうち、民法の規定に反するものは、適

用期日以降はその抵触の限度で効力を有しない。

〈コメント〉

本条は、念のための規定である。

第8章 最終条項

第84条（適用期日）

この法律は、全土において施行された日から6ヶ月の期間普及した後に適用する。

〈コメント〉

この法律の適用期日を定めるものであり、民法の適用期日と同日にした。

〈後注〉

第5条の適用及びその他の民法の適用の時点に関し、問題となる事項については、次のとおりと解される。

(1) 人格権による差し止め請求（民法11条，12条）

適用期日前に人格権に対する侵害があり、その侵害行為の結果が適用期日後においても残存している場合の民法適用の有無に関しては、不法行為と同様の問題がある。不法行為については、後に説明するとおり、結果発生により法律上不法行為が完成するので、適用期日以降に結果が発生すれば第5条1項本文にいう「事項」が適用期日以降にあるものと理解して、民法を適用することとなる。人格権に対する侵害についても、これと同様に、侵害行為自体が適用期日前になされていても、その侵害行為の結果が適用期日後においても残存しているときは、民法を適用することとなる。例えば、適用期日前に出版された名誉を毀損する出版物が適用期日後においても販売されているような場合、民法12条を適用して、販売の差し止めを請求することが可能である。

(2) 用益権の消滅請求（民法267条）

民法267条は、用益権者が用益権の本旨に反した行為をしたときは、所有者は、用益権の消滅請求をすることができる旨を規定している。他方、土地法135条も、用益権の消滅請求に関して定めている。この場合、適用期日前に土地法135条1項に規定する事由が発生していたときは、同項に基づき消滅請求権が発生しており、これが第5条1項本文にいう「事項」となると解されるので、所有者は、適用期日後も、土地法135条1項に基づき用益権の消滅請求をすることができることとなる。この場合は、当然に同条2項（用益権者の債権者が、損害を修復したり保証を与えることにより用益権の存続を求めることができる）や3項（裁判所は、状況によっては、土地の返還を受けた所有者に、用益権者又はその債権者に毎年一定の金額を支払うべきことを命ずることができる）の規定も適用され、用益権者の債権者は、必要な行動をとることができる。

(3) 選択債務（民法320条以下）

適用期日前に選択債務が発生していたところ、債権者が選択権を未だ行使していない場合の取扱いであるが、この場合は、選択債務の発生が第5条にいう「事項」であり、選択権の行使はその後始末に過ぎないと解され、上記の場合は、民法320条以下の規定は適用されないものと解される。「選択権の行使」が「事項」に該当するとは、解すべきでない。適用期日前に発生していた解除権に基づき適用期日以降に契約を解除する場合と同じである。

(4) 追認（民法358条3項，370条）

民法358条3項（取消権者の追認）については、その前提となる瑕疵ある意思表示が第5条1項本文にいう「事項」となって、適用期日後に追認しても、その効力は従前の例によるものと考えられないわけではない。しかし、追認により確定的に有効な行為となるのであるから、取消権者による追認が、第5条1項本文にいう「事項」となるもの、すなわち、適用期日前になされた瑕疵ある意思表示も、適用期日以降は民法358条3項の規定に基づき、追認し得るものと解される。

無権代理行為の追認（民法370条）も同様であり、適用期日前になされた無権代理行為は、適用期日以降は民法370条の規定に基づきを追認することができ、この場合、代理に関する効力は民法の定めるところによる。

なお、無効行為については、民法に明文の規定を欠くが、追認（追完）が可能となる場合がある。この場合は、追認によって行為が法的に有効となるから、追認が第5条1項本文にいう「事項」となる。したがって、適用期日前になされた無効行為でも、適用期日後に追認をすることができる。生命を与えるのは適用期日後であるからである。

（5）債権者代位（民法422条以下）

債権者代位の制度は、債権の効力を強化するためにあることから、適用期日後に発生した債権関係に基づいてのみ、民法の規定による債権者代位をすることができる。この場合、代位される債権は、既に発生した債権であれば差し支えないから、適用期日前に発生したものでも代位し得る。例えば、BC間に適用期日前に発生している債権関係につき、適用期日後に発生したABの債権関係に基づき、AはBに代位することができる。

さらに一歩進み、ABの債権関係が適用期日前に発生していた場合においても適用期日後にAはBに代位することを認めることは、既に生じた債権の効力を新法で強化することとなり、相当ではない。この制度が現存する債権を保護するためのものであると考えれば、適用期日前に発生した債権についても債権者代位の制度を利用し得ると考えられないことはないが、債権者代位の制度は、本来的な債権の性質に組み込まれたものであると考えるのが相当であり、適用期日後に発生した債権関係に基づいてのみ利用し得るものと解すべきである。

（6）詐害行為取消（民法428条以下）

詐害行為取消についても、債権の効力を強化するためにあることから、適用期日後に発生した債権に基づいてのみ、民法の規定により詐害行為を取り消すことができる。取り消すことができる行為は債権発生後のものである。

さらに一歩進み、適用期日前に発生している債権であっても、適用期日後に詐害行為がなされた場合、当該詐害行為を第5条1項本文にいう「事項」と解釈して、民法428条を適用して取り消すことを認めることは、既に生じた債権の効力を新法で強化することとなり、相当ではない。

（7）債権譲渡・債務引受（民法501条以下）

債権譲渡・債務引受については、それ自体が第5条1項本文にいう「事項」となり、適用期日以後になされる債権譲渡・債務引受にのみ民法が適用される。適用期日より前になされた債権譲渡・債務引受については、民法を適用せず、従前の例による。

なお、適用期日前に発生している債権を適用期日以降に譲渡したり、適用期日前に発生した債務を適用期日以降に引き受けるときも、債権譲渡・債務引受については、民法を適用する。この場合注意を要することは、その債権が譲渡可能であるか、又は引受可能のものであるかは、従前の例によることとなる。従前の法規範によれば当該債権が譲渡できない性質のものであれば、その性質は適用期日後も変わらないから、債権譲渡はできないこととなる。

(8) 費用償還請求権等（民法604条，628条，646条，686条，734条）

賃貸借契約が適用期日後も存続している場合において、賃借人が適用期日前に賃借物について賃借人が負担すべき必要費を出し、又は改良のための費用その他の有益費を出したとしても、民法604条（賃借人の費用償還請求権）の規定は適用されない。有益費用の支出が第5条1項にいう「事項」であるからである。使用貸借契約が適用期日後も存続している場合において、借主が適用期日前に借用物について通常の必要費以外の必要費を出し、又は改良のための費用その他の有益費を出したときも、民法628条（費用の負担）の規定は適用されない。

委任に関する民法646条（受任者の費用償還請求権等）の規定、寄託に関する民法686条（寄託者の費用償還義務）の規定や事務管理に関する民法734条（事務管理者の費用償還請求権）の規定も、これと同様である。

(9) 不法行為（民法742条以下）

適用期日前になされた不法行為で、その結果が適用期日前に発生しているものについては、民法は適用されず、従前の例によることとなる。問題は、適用期日前になされた不法行為で、その結果が適用期日後に発生したものであるが、第5条1項にいう「事由」が適用期日後に生じたものとして、民法の不法行為に関する規定を適用することとなる。不法行為の要件として結果発生を含むもの、すなわち、不法行為は結果が発生して初めて完成するものと解されるからである。

なお、無過失責任主義をとるものについては、結果の救済を主として考えるから結果の発生を基準とすることが妥当であるとしても、過失責任主義をとるものについては、行為時に存在する規範が重要であるから、行為時を基準とすべきであるとの議論が出る余地がある。しかしながら、過失責任の場合であっても、不法行為の制度は、その結果発生した損害を賠償することに意味があるから、結果発生に重点を置いて考えるのが相当である。

上記のことは、製造物責任についても当てはまり、適用期日前に引き渡し完了した製造物のため適用期日後に損害が発生した場合も、民法751条（製造物責任）の規定が適用される。

(10) 留置権（民法774条以下）

留置権については、特段の規定を設けていない。しかし、民法771条は、物の占有と物に関する債権の存在があれば留置権は発生するものと定めており、適用期日前からの債権に関して物を留置しているときも同条の規定が適用され、適用期日後は留置権を行使し得ることとなる（仮に、物の返還の訴訟が係属中であっても同様である。もっとも、事実審口頭弁論が終結した後は、抗弁権が遮断され、留置権は行使し得ない。）。もっとも、民法604条（賃借人の費用償還請求権）の規定等と同様、適用期日前に支出した必要費等については民法777条の規定が適用されず、同条に基づいては必要費等を請求できないと解される。

(11) 保証契約（民法900条以下）

適用期日前に締結された保証契約については、民法は適用されない。保証状態が継続しているとしても、第5条1項ただし書は適用されないと解釈される。なお、根保証についても、保証すべき範囲、期間等は従前になされた根保証契約で定まっているが、期間の定めのないものについては民法902条の規定に基づき将来に向かって解除を認める等、民法の規定を適用す

るのが相当と考えられる。すなわち、継続的な債権関係として、第5条1項ただし書が適用するのが相当である。第58条の規定は、このことを前提とする。

(12) 居住用不動産の処分等（民法977条）

特有財産への居住を定めた民法977条については、経過規定を設けていないから、適用期日後に処分した居住用不動産についてのみ、同条を適用させることとなる。民法976条（夫婦共有財産の処分）の規定も同様であり、夫婦の一方が適用期日以降に勝手に共有財産を処分した場合にのみ、同条の規定が適用される。適用期日前の処分は従前の例による。遡及適用することは、第三者に不測の損害を与えるからである。

なお、夫婦財産契約は、婚姻家族法に規定がないので、特別の手当を施していない。しかし、婚姻関係は継続的な関係であるから、適用期日以降は民法の規定が適用される。なお、法定財産制については、民法は婚姻家族法の内容をすべて含んでおり、混乱はない。